

# 官衆

號外 昭和六年三月二十五日

## ○第五十九回 帝國議會衆議院議事速記錄第三十二號

昭和六年三月二十四日(火曜日)

午後一時二十分開議

議事日程 第三十二號

昭和六年三月二十四日

午後一時開議

質問

地方行政ノ監督ニ關スル質問(工

(菅原傳君外三名提出)

綱紀肅正ニ關スル質問(木村清

治君提出)

小學校教員俸給不拂及寄附強要

ニ關スル質問(加藤知正君提出)

國際軍縮會議ニ關スル質問(田

川大吉郎君提出)

東京市交通機關ノ整理統一ニ關

スル再質問(田川大吉郎君提出)

雪國地帶ノ鐵道速成ニ關スル質

問(八田宗吉君提出)

區劃整理ニ際シ東京市ノ小學校

舍移轉補償金ニ對スル不當處分

ニ關スル質問(遠藤千元君提出)

航空ニ關スル再質問(永田良吉

君提出)

航空公債發行ニ關スル質問(永

田良吉君外一名提出)

軍馬補充部高鍋支部用地拂下ニ

關スル質問(三浦虎雄君提出)

法令ノ解釋統一ニ關スル質問

(森田茂君外四名提出)  
足尾銅山鑛煙毒ニ關スル再質問

(栗原彥三郎君提出)

第一 地方鐵道補助法中改正法律案  
(政府提出、貴族院回付)

第二 寄生蟲病豫防法案(政府提出、貴

族院回付)

第三 町村有建物火災保險相互組合法  
(三田村甚三郎君外十名提出)

第四 議院法中改正法律案(松本忠雄  
君外十二名提出)

第五 農會法中改正法律案(八田宗吉  
君外六名提出)

第六 明治神宮競技ニ關スル建議案  
(信太儀右衛門君外一名提出)

第七 富山縣立商船學校移管ニ關スル  
建議案(山田毅一君提出)

第八 福野農學校ヲ高等農林學校ニ昇  
格ニ關スル建議案(山田毅一君提出)

第九 國民精神作興ニ關スル建議案  
(北原阿智之助君外二名提出)

第十 球磨川改修ニ關スル建議案(深

水清君外二名提出)

第十一 渡良瀨川上流河川改良促進ニ  
關スル建議案(栗原彥三郎君提出)

第十二 鬼怒川堰堤ニ關スル建議案  
(齋藤太兵衛君外一名提出)

第十三 五十鈴川上流清淨ニ關スル建  
議案(池田敬八君外七名提出)

第十四 日向川改修ニ關スル建議案  
(清水徳太郎君提出)

第十五 小名瀬港修築並平小名瀬間鐵  
道速成ニ關スル建議案(木村清治君  
提出)

第十六 北海道廳警察專用電話擴張ニ  
關スル建議案(小池仁郎君外一名提  
出)

第十七 警察費國庫補給金增額ニ關ス  
ル建議案(小池仁郎君外三名提出)

第十八 有珠岳洞爺湖登別羊蹄山定山  
溪及支笏湖ヲ抱擁スル國立公園設定  
ニ關スル建議案(手代木隆吉君外二  
名提出)

第十九 國立公園指定ニ關スル建議案  
(小池仁郎君外二名提出)

第二十 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル  
國立公園設定ニ關スル建議案(八田  
宗吉君提出)

第二十一 伏木港修築速成ニ關スル建  
議案(岡田毅一君外二名提出)

第二十二 北海道舊土人保護ニ關スル  
建議案(大里廣次郎君外二名提出)

第二十三 結核患者收容力增加ニ關ス  
ル建議案(大里廣次郎君外二名提出)

第二十四 全國町村吏員互助組合ニ關  
スル建議案(松田喜三郎君外十名提  
出)

第二十五 差別言動取締ニ關スル建議  
案(村岡吾一君外二名提出)

第二十六 七尾水見間鐵道敷設ニ關ス  
ル建議案(戸部良祐君外二名提出)

第二十七 二保佐久間鐵道敷設ニ關  
スル建議案(永田善三郎君外二名提  
出)

第二十八 新湊吳羽間鐵道速成ニ關ス  
ル建議案(山田毅一君提出)

第二十九 氷見羽咋間鐵道敷設ニ關ス  
ル建議案(山田毅一君提出)

第三十 城端美濃太田間鐵道敷設ニ關  
スル建議案(山田毅一君提出)

第三十一 高岡市ニ鐵道局設置ニ關ス  
ル建議案(山田毅一君提出)

第十五 小名瀬港修築並平小名瀬間鐵  
道速成ニ關スル建議案(木村清治君  
提出)

第十六 北海道廳警察專用電話擴張ニ  
關スル建議案(小池仁郎君外一名提  
出)

第十七 警察費國庫補給金増額ニ關ス  
ル建議案(小池仁郎君外三名提出)

第十八 有珠岳洞爺湖登別羊蹄山定山  
溪及支笏湖ヲ抱擁スル國立公園設定  
ニ關スル建議案(手代木隆吉君外二  
名提出)

第十九 國立公園指定ニ關スル建議案  
(小池仁郎君外二名提出)

第二十 磐梯山猪苗代湖ヲ中心トスル  
國立公園設定ニ關スル建議案(八田  
宗吉君提出)

第二十一 伏木港修築速成ニ關スル建  
議案(岡田毅一君外二名提出)

第二十二 北海道舊土人保護ニ關スル  
建議案(大里廣次郎君外二名提出)

第二十三 結核患者收容力增加ニ關ス  
ル建議案(大里廣次郎君外二名提出)

第二十四 全國町村吏員互助組合ニ關  
スル建議案(松田喜三郎君外十名提  
出)

第二十五 差別言動取締ニ關スル建議  
案(村岡吾一君外二名提出)

第二十六 七尾水見間鐵道敷設ニ關斯  
ル建議案(戸部良祐君外二名提出)

第二十七 二保佐久間鐵道敷設ニ關  
スル建議案(永田善三郎君外二名提  
出)

第二十八 新湊吳羽間鐵道速成ニ關斯  
ル建議案(山田毅一君提出)

第二十九 氷見羽咋間鐵道敷設ニ關斯  
ル建議案(山田毅一君提出)

第三十 城端美濃太田間鐵道敷設ニ關  
スル建議案(山田毅一君提出)

第三十一 高岡市ニ鐵道局設置ニ關斯  
ル建議案(山田毅一君提出)

第三十二 上山田後藤寺間鐵道敷設ニ  
關スル建議案(大里廣次郎君提出)

第三十三 二瀬長尾間鐵道敷設ニ關ス  
ル建議案(大里廣次郎君提出)

第三十四 大牟田驛三池港間臨港線速  
成ニ關スル建議案(木村義雄君外一  
名提出)

第三十五 伊達紋鼈札幌間鐵道速成ニ  
關スル建議案(手代木隆吉君提出)

第三十六 凪内大館間鐵道敷設ニ關ス  
ル建議案(山内亮君外二名提出)

第三十七 江尻驛ニ急行列車停車ニ關  
スル建議案(清水徳太郎君提出)

第三十八 寒河江富澤間鐵道敷設ニ關  
スル建議案(清水徳太郎君提出)

第三十九 川崎神町間鐵道敷設速成ニ  
關スル建議案(清水徳太郎君提出)

第四十 羽越本線鳥海驛新設ニ關スル建  
議案(戸部良祐君提出)

第四十一 羽越本線鳥海驛新設ニ關スル建  
議案(山田毅一君提出)

第四十二 常磐炭運賃減ニ關スル建  
議案(木村清治君提出)

第四十三 湖南鐵道敷設ニ關スル建  
議案(山田毅一君提出)

第四十四 野岩羽鐵道速成ニ關スル建  
議案(八田宗吉君提出)

第四十五 柳津小出間及只見古町間鐵  
道敷成ニ關スル建議案(八田宗吉君  
提出)

第四十六 織物消費稅法中麻織物ニ對  
スル免稅ニ關スル建議案(戸部良祐  
君外二名提出)

第四十七 鹿兒島縣ニ國立體草試驗場  
設置ニ關スル建議案(春島東四郎君  
君外二名提出)

第四十八 協力高ニ對スル公債證書給  
與法制定ニ關スル建議案(寺田市正  
君外七名提出)



煙毒ニ關スル再質問ニ對スル答辯書  
衆議院議員藤鐵男君提出刑事事件檢舉  
ニ關スル質問ニ對スル答辯書

(以上三月二十四日受領)

地方行政ノ監督ニ關スル質問主意書

右成規ニ據り提出候也

昭和六年二月二十六日

提出者 菅原 傳

外三名

地方行政ノ監督ニ關スル質問主意書

第一 濱口内閣ハ非莫債主義ヲ嚴守シ失業、災害防止及防疫施設ノ爲ノミ起債ヲ認可シ其ノ他ハ之ヲ認可セストノ方針ノ下ニ其ノ趣旨ヲ府縣ニ通牒シ置キナカラ此等ノ條件ノ孰レニモ該當セサル宮城送電買收起債申請ヲ昭和五年十二月二十七日ニ至リ急遽認可シタル事由如何

第二 宮城送電買收ノ起債ハ昭和四年三月十三日主務省ニ之カ申請ヲ爲シタルモノナリ其ノ後經濟界ニ異常ノ變動ヲ生シタルニ拘ラス茲萬其ノ認可ヲ保留シ昭和五年年末迄未解決ノ儘ニ放置シタル理由如何

第三 宮城送電買收ノ爲ノ起債ヲ宮城縣會ハ昭和三年十二月二十日議決シ昭和四年三月十二日主務省ニ認可申請ヲ爲シタルモノニシテ其ノ後昭和四年及昭和五年ノ二箇年ニ瓦リ貨幣價值ハ昂騰シ物價ハ激落シ經濟界ニ於ケル異常ノ激變アリシハ周知ノ事實ナルヲ以テ主務省ハ此ノ事實ニ鑑ミ適當ノ起債額ヲ減少スル措置ヲ講セシムヘキニ拘ラス只僅ニ十三萬餘圓ノ更正ヲ爲シテ之ヲ認可シタルハ監督上頗ル不忠實ナリト思惟セラルルカ如何

第四 「買收價格算定ノ基本單價ハ稍高キニ失スト認ム」トアル中ノ基本單價ハ現在ノ電氣事業界ニ於ケル情勢ヨリ判断シ前項但書ニ依リ急施臨時縣會ヲ招集サ

「假契約書第九條ノ適用ニ付テハ現今經濟界ノ狀勢ト縣電氣事業將來ノ收支狀況トニ鑑ミ慎重考慮ノ上成ルヘク起債額ノ減少ヲ圖ラル様」トアル中ノ起債額ノ減少トハ認可起債額ヨリ更ニ適正ニ減額セヨトノ意味ナリト解スヘキモノト認ムルカ如何

「追而償還年次表更正議決ノ上報告相成度」  
「議決トハ縣會ノ議決ヲ要スルノ義ナリト信スルカ如何

第五 左記各項ニ關スル宮城縣知事ノ處置ハ頗ル當ヲ失スルモノト認ム政府ハ監督上適當ナル措置ヲ講スルノ意思ナキヤ

一 宮城送電買收ニ關シ昭和三年十二月二十日電氣事業財產買受ノ件、昭和四年度電氣事業費歲入歲出追加更正豫算、電氣事業繼續年期及支出方法、電氣事業起債及償還方法ノ四議案ヲ可決シ其ノ起債及事業ノ認可許可ノ申請ヲ爲シタルモ昭和四年度決算ニ於テ「買收ヲ了セサルニ付」不用額トシテ控除ス」トノ説明書ヲ附シテ當該豫算ヲ削除シ全然之ヲ昭和五

年年度豫算ニ計上セサリキ然ルニ昭和五年十二月二十七日急遽主務省ニ於テ起債認可アリタルヲ奇貨トシ既定議決額ニ五分ノ更正ヲ加へ執行權ノ範圍ニ屬スト稱シテ一度不用額トシテ決算シタル豫算ヲ實行セムトシ敢

二 昭和五年十二月二十七日起債ノ認可アリタル以來同年二月十三日迄何等適法ノ措置ヲ講セス縣會議員ヨリ本件ニ關シ縣會招集ノ要求アリタル點

三 昭和六年二月十三日急施案件トシテ宮城送電買收追加更正豫算ヲ縣參

事會ニ付議スル以前同年二月三日縣會議員有志カ府縣制第五十一條第二項但書ニ依リ急施臨時縣會ヲ招集サ

レ度キ旨適法ニ要求シ居ルニ拘ラス意見ノ相違ナリトシテ縣會招集ニ應セサル點

四 宮城送電買收問題ハ縣下ニ於テ監

然タル輿論ノ沸騰ヲ見ツツアリ本件ハ縣民ノ負擔ニ重大ナル關係ヲ有スルモノナルカ故ニ出來得ル丈ヶ縣民

ノ利益ニ關スル緊急重要ナル問題ニ對シ縣會ノ意見ヲ聽取セス寧ロ之ヲ排除セムトシツツアル點

右及質問候也

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議員菅原傳君外三名提出地方行政

ノ監督ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員菅原傳君外三名提出地方行

政ノ監督ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第一 政府ハ宮城縣電氣事業統一ノ方針ヲ徹底シ且縣電氣事業經營上ノ安定ヲ期スル爲メ縣ニ於テ宮城送電興業株式會社ヲ買收スルコトハ緊急已ムヲ得ザ

ルモノト認メタルニ依ル

第二 本件會社買收ニ關スル起債申請ハ昭和四年三月十五日之ヲ受理シタルモ審査ヲ要スル事項甚ダ多數ナル爲メ政

府ハ知事トノ間ニ屢照復ヲ重ね慎重調

査ノ結果昭和五年十二月二十七日ニ至

リ許可ノ指令ヲ發スルニ至リタルモノ

ニシテ茲萬其ノ許可ヲ保留シ置キタル

非ズ

第三 本會社買收ニ關スル起債申請後經

濟界ニ相當ノ變化アリタルハ事實ナルモ會社買收價格決定ノ基礎タルベキ電力料金ノ如キハ必ズシモ一般物價ノ下落ニ隨伴シテ低落スルモノニ非ザルヲ以テ政府ハ本件買收價格ヲ縣ト宮城送電會社トノ現實買收價格金ヲ基準トシテ買收價格ヲ算定スルヲ妥當ナルモノト認メ此ノ計算ニ依リ起債額ヲ減額更正許可シタリ

第四 買收價格算定ノ基本單價ハ現在ノ電氣事業界ニ於ケル情勢ヨリ判断シ前項ノ如ク現實ノ契約料金ヲ基準トスルヲ最モ妥當ナルモノト認メ從テ縣申請額ハ稍高キニ失スルモノト思考セリ而シテ通牒文中ニ「成ルベク起債額ヲ減少云々」トアルハ縣ガ買收ノ執行ニ當リテハ更ニ契約條項ニ基キ會社ト協定ノ上起債許可額ヨリ適當ナル額ヲ減少セシムルノ意ニシテ又「追而償還年次表更正議決ノ上云々」ノ「議決」トハ府縣制上ノ相當ナル議決機關ノ議決ノ

第五 縣ハ昭和四年度ニ於ケル當該買收費豫算ヲ削除シタル事實ナク唯其ノ豫算ハ起債竝繼續費ノ許可ナカリシ爲メ自然執行不能ニ了リタルニ過ギズ從テ其ノ許可後更ニ之ヲ設定スルヲ適當ト認メ「昭和四年度決算ニ於テハ「不用額ヲ了セシムル」ハ宮城送電興業株式會社買收ヲ了セサル等ニ山ル」ト附記セリ

第六 縣ハ昭和五年十二月二十七日之ガ起債竝繼續費ノ許可ナカリシ爲メ

「昭和六年二月十三日縣參事會ノ議決ヲ適當ナル成案ヲ得タル處本件ハ既ニ

モナリ又宮城送電興業株式會社ノ買收ニ付テハ慎重調査ヲ遂ケ本年二月漸

ク適當ナル成案ヲ得タル處本件ハ既ニ

昭和三年通常縣會ニ於テ慎重審議ノ上

決定ヲ見タル事件ナルノミナラズ本件

買收事務ハ年度内ニ於テ急速完了スル

ノ要アルヲ以テ縣會ヲ招集スルコトナ  
ク直ニ縣參事會ニ附議シ其ノ議決ヲ見  
ルニ至リシモノナリ尙本件貿易ニ關ス  
ル意見書ヲ呈出ニ關シテハ二月二十三  
日議員ヨリ憲法ノ請求書ヲ提出セシヲ  
以テ即日三月九日臨時縣會ヲ招集スル  
旨告示セルモノナリ以上本件ニ關スル  
宮城縣知事ノ播置ニ付テハ別ニ失當フ  
點アルヲ認メズ

右及答辯候也

昭和六年三月二十四日

内務大臣 安達 謙藏

綱紀肅正ニ關スル質問主意書

右成規ニ據り提出候也

昭和六年三月六日

提出者 木村 清治

綱紀肅正ニ關スル質問主意書

福島縣知事カ村長選舉ニ干渉壓迫ヲ加ヘ  
タル事實

福島縣石城郡大野村長ノ任期ハ昭和五  
年十二月十七日ニテ満期ト爲ルヘキモ  
ノナルヲ以テ當時ノ村長ハ十二月二  
日、三日ノ兩日村會ヲ招集セシカ選舉  
ヲ執行スルニ至ラスシ散會セリ之ヨ  
リ先十一月三十日木田剛(後任村長ニ  
當選セシ中野幸平ノ近親)ハ民政系村  
會議員及中立ト認ムヘキ議員ヲ自宅ニ  
所謂讒詰ト爲シ爾後十二月二十八日ニ  
至ル迄殆ド一箇月間時ニ或ハ各所ニ連  
行讒詰ト爲シ此ノ間常ニ暴力團ヲ以テ  
包囲シ全ク議員ノ自由ヲ束縛セリ而シ  
テ村長任期滿了後ノ十二月二十三日ニ  
開キタル村會ハ助役ノ招集シタルモノ  
ナルカ此ノ招集ハ全然助役ノ意思ニ依  
リ招集セラレタルモノニ非スシテ木田  
剛及民政黨石城部會幹事長萩原某ノ兩  
人出縣ノ上知事ト密謀シテ十二月二十  
日福島市ヨリ助役ノ名ヲ藉リテ村會招  
集ノ電報ヲ發シタルモノナリ右ハ同日  
午後十一時三十分署ノ電報ニ依リ明瞭

ナリトス加フルニ被讒詰議員ニ發セシ  
招集ハ全部之ヲ居住地ニ發セス木田剛  
方ニ發シ被讒詰議員亦同所ニ於テ之ヲ  
旨告示セルモノナリ以上本件ニ關スル  
宮城縣知事ノ播置ニ付テハ別ニ失當フ  
點アルヲ認メズ

受領セルハ實ニ奇怪ナリ然ルニ此ノ十  
二月二十三日モ亦村長選舉ヲ爲スニ至  
ラスシテ村會散會スルヤ木田剛及縣會  
議員若松某ハ助役ニ辭職ヲ要シ目的  
ヲ達スルヤ急遽出縣臨時代理村長ノ選  
任ヲ知事ニ圖リ知事ヲシテ之ヲ實行セ  
シメタルハ翌二十四日午後八時頃同役  
場ニ到着シタル電報ニ依リ明瞭ナル事  
實トス其ノ電報左ノ如シ

キダタケシ(四)リンヂダイリソンチ  
ヨウニ五セシス(二)

斯ノ如クニシテ木田剛ハ十二月二十五  
日直ニ代理村長ニ就任シ十二月二十八

日村會ヲ招集シ被讒詰議員全部ヲ自勵  
車ニテ自走ヨリ議場ニ出席セシメタリ  
此ノ間暴力團ヲシテ包围シ自由ヲ束縛  
セルコト讒詰當時ト異ナラス當日村會  
開會スルヤ縣會議員若松某ノ子分ト定  
誣アル數名ノ無賴漢ヲ入場セシメ議員  
カ發言スルヤグヅグツ謂フト小松幹夫  
(此ノ者ハ隣郡ノ者ナリシカ敷日前刺  
殺サレタリ)ノーノ舞ナリ抨擊言ヲ以  
テ脅迫シ議員ノ言動自由ヲモ阻止シ遂  
ニ木田剛ハ近親中野幸平ヲシテ村長ニ  
當選セシメタルナリ

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

綱紀肅正ニ關スル質問主意書

右成規ニ據り提出候也

昭和六年三月七日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

綱紀肅正ニ關スル質問主意書

ツテ居ル從テ市町村義務教育費國庫負擔金ノ交付方法ヲ直接交付スルカ又ハ之ヲ特別會計ニ改ムレバ勘クトモ小學校教員ノ最低生活ヲ脅威スルガ如キコトハナシ然ルニ市町村ヲシテ交付金ヲ他ノ費用ニ濫用セシメ以テ教員俸給ノ支拂延期ヲ敢テセシメツツアルハ明ニ地方財政監督怠慢ノ責アルハ勿論是レ畢竟交付方法ニ大ナル缺陷ヲ有スルガ爲デアル我ガ國ハ今ヤ思想國難ニ直面シテ居ル殊ニ憂慮ニ堪エザルハ最近我が國學生ノ思想惡化デアル而シテ更ニ恐ルベキハ小學校教員ノ思想惡化デナケレバナラヌ萬一千日ノ如キ俸給不拂ノ状態ヲ繼續スルニ於テハ誰人ト雖小學校教員ノ思想惡化セズト斷言シ得ナイアラウ政府ハ曩ニ官吏減俸案ヲ提出シ輿論ノ反対ニ周章狼狽シテ之ヲ撤回セルニ拘ラズ獨リ薄給ナル小學校教員ノ減俸ノミヲ默認シツツアルカノ如キ疑ヲ抱カシムルハ甚ダ奇怪至極デアル何レニセヨ教員俸給不拂又ハ支拂延期ノ國民教育ニ及ボス影響ハ或ハ之ガ爲ニ國民教育ノ基礎ヲ根柢ヨリ覆ス恐レナシト斷じ得ナイ以上ノ趣意ニ依リ左ノ條項ヲ文部大臣ニ質問セント欲スルモノデアル

一 小學校教員俸給不拂ノ市町村ニ國庫負擔金ノ交付ヲ中止スル意思ナキ  
二 小學校義務教育費國庫負擔法ニ依ル交付金ヲ他ノ市町村費ニ濫用シ教員俸給ノ不拂又ハ支拂延期ヲ爲シツツアル市町村ニ對シ如何ナル處置ヲ講ジツツアルヤ

三 債給不拂又ハ支拂延期ニ依る小學校教員ノ思想惡化ニ對スル對策ヲ問

付方法ヲ市町村豫算ヲ通サズ國庫ヨリ直接ニ交付スルカ然ラザレバ之ヲ

四 小學校義務教育費國庫負擔金ノ交

付方法ヲ市町村豫算ヲ通サズ國庫ヨリ直接ニ交付スルカ然ラザレバ之ヲ

五 債給不拂ノ手段ニ依テ義務ナキ寄附行爲ヲ強要スルモノアリトスレバ明ニ職權濫用ノ罪（刑法第二十五章第百九十二條濫職ノ罪）ニ該當ス文部當局ハ斯ル不法行爲アル場合ハ之ニ對シ如何ナル處置ヲ執ラントスルヤ

右及質問候也

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員加藤知正君提出小學校教員俸給不拂及寄附強要ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員加藤知正君提出小學校教員

俸給不拂及寄附強要ニ關スル質問ニ對

シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員加藤知正君提出小學校教員

俸給不拂及寄附強要ニ關スル質問ニ對

シ別紙答辯書差進候

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員加藤知正君提出小學校教員

俸給不拂及寄附強要ニ關スル質問ニ對

シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員加藤知正君提出小學校教員





ノニ非ス

ハ 第十六條ニ於ケル「校舎ノ全部

又ハ一部廢止ノ場合ニ於テハ補給

ヲ受ケタル割合ニ應シ收得金ヲ納

入セシム」トアレトモ移轉補償金

ハ決シテ同條ノ廢止ニ該當セサル

コトハ一點疑義ノ餘地ナキモノト

以上ノ如ク該補給規程ニ何等準據

ヘキ理由ナク漫ニ市カ移轉補償金ヲ

區ヨリ沒收セルハ明白ナル違法行爲

ナリ

三 区長ノ申請ニ因リ區カ收得シタル

區有財產タル移轉補償金ニ對シ區會

ノ協賛ヲモ經スシテ區長ト通謀シ市

カ之ヲ沒收シタルハ明ニ市制ノ條文

ヲ無視シタル不法ノ行爲ナリトス

殊ニ該移轉補償金中ニハ區有財產

タル幾多ノ動産及區ノ營造ニ係ル建

築物竝校具植木等ニ對スル移轉補償

金モ共ニ含蓄セルモノニシテ之ヲモ

建築費ニ對スル補給金ヨリ控除ゼン

ハ何等ノ理由ナキノミナラス不當モ

亦甚シキモノトス

五 新築校舎ノ建設費ハ市ノ補給金ト

ノ取得スヘキモノト思料ス最高監督者タ

今假ニ百歩ヲ譲リテ移轉補償金ハ第

十三條ノ處分ナリト看做ス場合ト雖

該補給規程ニハ補給金ヨリ控除スト

ノ條項ナク新ニ取得スル校地校舎ノ

建設費ニ充當スヘシトアリ即チ建設

費中ニ於ケル區費支辨金ニ充當スヘ

キモノト解スルヲ正當ナルモノト思

料ス

六 新築校舎ノ建設ハ總チ區ノ經濟ヲ

以テ之ヲ爲セリ勿論市ヨリ交付セラ

レタル補給金ヲ含蓄セルモノナレト

モノナリ而シテ該移轉補償金モ亦當

然區ノ取得スヘキモノトシテ之ヲ區

ノ歲入經濟ニ繰入レ以テ毎年度ノ歲

入歲出ノ豫算ヲ作成シ而シテ之ニ依

ル決算書ヲ作り區會ノ審議協賛ヲ經

テ監督者タル東京府知事暨東京市長

ニ具申シ被監督者タル義務ヲ完全ニ

果セリ

若其ノ豫算決算面ニ於テ違法ノ點ア

リトスレハ監督者ハ其ノ監督權ノ出

動行使ニ依リテ注意反省ヲ促シ又ハ

其ノ訂正ヲ命シ被監督者ノ非違ヲ矯

正セシムヘク萬遺憾ナキヲ期セラル

ル筈ナルニ拘ラス大正十三年度ヨリ

昭和五年度ニ至ル永年間何等ノ注意

等モ之ナカリシコトハ明ニ適法ナル

豫算決算トシテ之ヲ承認シタル證左

ニシテ區カ該移轉補償金ヲ當然區ノ

取得スヘキモノタル確信ヲ強固ナラ

シメ逐年區歲入ニ計上シタルハ蓋當

然ノ措置ナリトス

七 東京市ハ其ノ議決機關ノ議ヲ經テ

「バラツク」建假校舎ハ全部無償ニテ

區ニ之ヲ交付シ區ハ區費支辨ニ依リ

必要ニ應シ之カ修理改造ヲ行ヒクリ

若夫レ法ノ不備條例規程ノ缺點ニ依ル責

任ハ當然監督者及東京市當局ノ負フヘキ

モノニシテ被監督者タル區ノ負フ義務ノ

存セサルコトハ勿論ナル次第ナリトス

以上ノ事由ニ依リ小學校移轉補償金ハ區

ノ取得スヘキモノト思料ス最高監督者タ

ル内務當局ハ本件ニ關シ如何ナル見解ヲ

有セラルルヤ

右及質問候也

昭和六年三月二十四日 濱口 雄幸

本質問ニ對シテハ書面ヲ以テ答辯アラムコ

トヲ望ム

不當處分ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

差進候

衆議院議員遠藤千元君提出區劃整理ニ關スル質問ニ對スル答辯書

〔別紙〕

帝都復興事業タル土地區割整理ノ施行ニ

因リ移轉ヲ命ぜラレタル東京市ノ小學校

舍ノ移轉補償金ハ校舍ノ所有者タル區ニ

之ヲ交付シタルモ東京市ガ區ニ對シ小學

校舍建設費ノ補給ヲ爲スニ當リテハ區ニ

於テ交付ヲ受ケタル移轉補償金ガ移轉ノ

爲支出シタル費用ヨリ少キトキハ不足額

ヲ市ヨリ補給シ交付ヲ受ケタル移轉補償

金ガ移轉費ヲ支辨シテ殘額アルトキ及舊假

校舍ノ賣却代ノ收入アルトキハ校地ノ取

得及校舍建築ニ關聯スル收得金トシテ東

京市立小學校建設費補給規程第五條ノ規

定ニ依リ本校舍建築費ヨリ控除シテ本校

舍復興建築補給金ヲ算定シ各小學校毎ニ

學務委員會ニ諮詢シテ決定シタルモノニ

シテ右補給ニ當リ執リタル處置ニ關シテ

ハ小學校移轉補償金ニ對シ不當ナル處分

アリタリト認メズ

右及質問候也

昭和六年三月二十四日 内務大臣 安達 謙藏

航空ニ關スル再質問主意書

昭和六年三月二十四日 提出者 永田 良吉

四 航空院若ハ航空省設置ニ關スル政府ノ所見如何

五 內閣直屬ノ航空審議會開設ニ關スル政府ノ對策如何

六 飛行場増設ニ關スル政府ノ對策如何

七 航空學校等航空研究機關設置ニ關スル政府ノ所見如何

八 航空工業補助獎勵ニ關スル政府ノ對策如何

九 國內航空輸送事業速成ニ關スル政府ノ對策如何

十 國民一般航空思想涵養ニ關スル政府ノ所見如何

十一 東亞ニ於ケル制空權獲得ニ關スル政府ノ對策如何

十二 歐亞航空連絡ニ關スル政府ノ對策如何

十四 我國陸海空軍充備ニ關スル政府ノ對策如何

十五 陸軍航空兵力裝備ニ關スル缺陷及急務如何

十六 民間航空勢力ハ陸海空軍ノ豫備隊ナリ我國民間航空勢力ハ貧弱ナリ國防上不安ナキヤ如何

十七 大演習ニ於ケル陸軍航空兵力ノ少キ理由如何

十八 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

十九 大演習ニ於ケル陸軍航空兵力ノ少キ理由如何

二十 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十一 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十二 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十三 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十四 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十五 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十六 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十七 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十八 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

二十九 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十一 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十二 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十三 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十四 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十五 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十六 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十七 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

三十八 陸軍ニ水上飛行機ヲ使用セサル理由如何

衆議院議員遠藤千元君提出區劃整理ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

〔別紙〕

衆議院議員永田良吉君提出航空ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書

〔別紙〕



ノ軍馬ヲ放牧スルニ過キス近ク廢止ニ内定セルモノト傳ヘラル

然ルニ本放牧地設置後二十五年ヲ経過シ

經濟事情ノ推移ハ農村人口ノ増加ト公課

加重トニ依リ前記町村農民生活ヲ窮迫ニ

陷レ放牧地域ニ依ル町村經濟交通ノ阻害

ト耕地原野獨占ヨリ蒙ル耕地不足トヘ前

記町村ヲ益貧困ナラシメ此ノ窮状ヲ打開

スルハ一ニ右放牧地ノ町村拂下ニ依ル耕

地取得ノ外他ニ途ナク之ヲ以テ前記町村

長ハ先年來屢當局ニ願意ヲ具陳スル所ア

ルモ今日ニ至ル迄政府ノ眞意那邊ニ存ス

ルヤ知ルヲ得ス困惑セルモノナリ

仍テ前記事情ヲ考察シ耕地不足ニ因ル前

記町村ノ窮状ヲ救濟スル爲

一陸軍大臣ハ軍馬補充部高鍋支部ヲ

廢止若ハ縮小シ放牧地ノ全部又ハ其

ノ大部ヲ關係町村ニ拂下クルノ意ナキヤ

二大藏大臣ハ右不要放牧地ノ保管轉

換ヲ受ケタル場合貰收原價ヲ以テ關

係町村自治體ニ拂下クルノ意ナキヤ

右及質問候也  
〔別紙〕

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長 藤澤幾之輔

衆議院議員三浦虎雄君提出軍馬補充部

高鍋支部用地拂下ニ關スル質問ニ對ス

〔別紙〕

右及答辯候也

昭和六年三月二十四日

陸軍大臣 井上準之助

大藏大臣 外四名

法令ノ解釋統一ニ關スル質問主意書

右成規ニ據り提出候也

昭和六年三月十二日

提出者 森田 茂君

外四名

法令ノ解釋統一ニ關スル質問主意書

競争入札ノ方法ニ依リ請負契約ヲ締結ス

ルニ際シ我大審院ト朝鮮總督府法院ト

ハ全然反對ノ解釋ヲ爲シタリ今其ノ兩判

決フ比較セムニ

一 大審院判例(大正七年(れ)第二〇二

九號濱村用太郎外七名)被告用太郎嘉

二月二十七日判決

重吉左衛門七助長作ハ各土木建築請負

業者被告章三郎ハ同業父柳澤市兵衛ノ

被告字兵衛ハ同業長谷川精一郎ノ被告

飼次郎ハ關口城三ノ各代理人トシテ原

審相被告川上八郎尾島多作田中久吉ト

共ニ大正五年八月七日長野縣小縣郡上

田町役場ニ出頭シ同町ニ於テ競争入札

ニ付シタル同町東部小學校新築請負工

事ノ競争入札ヲ爲スニ際シ被告嘉重ハ

右工事ノ請負ヲ得シコトヲ欲シタルモ

右被告等中被告嘉重ヨリ低額ノ入札ヲ

答辯書差進候

衆議院議員三浦虎雄君提出軍馬補充部

高鍋支部用地拂下ニ關スル質問ニ對ス

〔別紙〕

衆議院議員三浦虎雄君提出軍馬補充部

高鍋支部用地拂下ニ關スル質問ニ對ス

〔別紙〕

衆議院議員三浦虎雄君提出軍馬補充部

高鍋支部用地拂下ニ關スル質問ニ對ス

〔別紙〕

ノ被告等モ等シク被告嘉重ノ右申出ヲ

諸シ茲ニ被告用太郎等ハ被告嘉重ト故

ラニ同被告ノ入札額ヨリ高額ノ入札ヲ爲

シ同人ニ落札セシメンコトヲ通謀シタ

ル上何レモ同日同役場ニ於テ恰モ各自連

絡ナク該入札ノ本旨ニ從ヒ各獨立シテ

決定セル價格ニテ競争入札ヲ爲スモノノ

如ク裝ヒ被告嘉重ハ一萬二千六百八十

三圓其他ノ被告ハ各右金額以上ニ豫定ノ

如ク入札シ真正ナル競争入札ヲ爲シタ

ル如ク同町長ヲ欺罔シ開札ノ上被告嘉

重ヲ最低額ノ入札者トシテ落札セシメ同

月十二日同役場ニ於テ同被告ヲシテ同

人ノ前記入札額ヲ以テ同町ト東部小學

校ノ新築工事請負契約ヲ締セシメ同

契約上ノ權利ヲ不法ニ取得シ以テ上田

町ヲシテ正當ノ競争入札行ハレタラン

ニハ當然得ヘカリシ前記最小額トノ差

札者ト決定シト請負契約ヲ締結スル

額ノ利益ヲ喪失セシメ財產上ノ損害ヲ

與ヘタルモノニ屬ス按スルニ工事ノ請

負ヲ競争入札ニ付シ最低額ノ入札者ヲ落

札者ト決定シト請負契約ヲ締結スル

場合ニ注文者ハ工事ノ内容ヲ知悉シ豫

定價格ヲ附スルヲ以テ注文

者カ入札ニ依ル價格ヲ相當ト認メテ落

札者ヲ定ムル以上ハ價格ノ點ニ何等ノ

錯誤ナキモノト謂フヘク入札者ノ價格

協定ノ有無ハ價格ニ關スル錯誤ト沒交

渉ナリトス競技ノ懸賞ノ場合ノ如キハ

優賞者ニ其優賞ヲ原因トシ特殊ノ利益

ヲ與フルモノナルヲ以テ懸賞者ト約シ

テ競技ニ從事スル者ニ於テ實質ノ勝敗

ヲ決スルニアラシテ相五ノ申合ニ依

リ勝敗ノ結果ヲ豫定シ其結果ヲ實現セ

シメテ賞與ヲ請求スルトキハ許欺罪ヲ

自己ニ落札セシメラレタキ旨懸請シ

ル代地及其ノ所要施設ヲ得ルニアラザ

レバ開放シ得ザル現況ナリ

五百圓ニ夫々入札スベキコトヲ決定シス

タル爲メ既ニ原審相被告尾島多作ハ

シタルニハ當然得ヘカリシ最少額トノ差

額トノ利益ヲ喪失セシメ財產上ノ損

害ヲ與ヘタルモノナルコトヲ説示セル

メ比較上最モ有利ナル條件ヲ以テ請負

ヲ爲ス者ヲ選択スルヲ趣旨トスルハ論

合ニ依ル協定入札ハ注文者ニ對シ價格

ノ量定ヲ誤ラシムル手段ニアラシテ

入札者カ自己ニ利益ナル價格ヲ主張ス

ル方法ナリト解スルヲ相當トスヘク從

テ請負工事ニ關シ協定入札ヲ爲シタル

トハ許欺罪ノ成立ニ關シ論斷ヲ異ニス

ルモノニアラス總入札者ノ價格ノ協定

ヲ爲ス場合トハ亦之ニ關スル論斷ヲ異

スシテ單ニ價格ノ協定ヲ爲ス場合ト談

合金ノ授受ヲ約シテ其協定ヲ爲ス場合

トハ許欺罪ノ成立シテ入札ノ棄權ヲ爲サン

ム場合トハ亦之ニ關スル論斷ヲ異

他ノ者ト協定シテ入札ノ棄權ヲ爲サン

ルモノニアラス總入札者ノ價格ノ協定

ヲ爲ス場合トハ亦之ニ關スル論斷ヲ異

ス場合トハ亦之ニ關スル論斷ヲ異

ム場合トハ亦之ニ關スル論斷ヲ異

ハ詐欺罪ヲ構成スル理由ナラサルモ

ノトス原判決ニハ該入札ノ本旨ニ從ヒ

各獨立シテ決定セル價格ニテ入札ヲ爲

スモノノ如ク裝ヒ(中略)真正ナル競争

入札ヲ爲スモノノ如ク欺罔シ云々ト說

示シ又被告七助カ談合ニ先チ一萬二千

五百圓ニテ入札スヘキコトヲ決定シ居

リタルコトヲ認メテ之ニ基キ被告等ハ

モ前敍ノ事實ニ依レハ上田町ノ財產權

ニハ侵害アリタルモノト認ムヘカラサ

ルノミナラス被告等ハ工事請負者ニ關シ

談合入札ヲ爲シタルニ止マリ畢竟詐欺

罪ノ構成ニ必要ナル欺罔手段ノ闇如セ

段ノ施用ヲ認ムルニアラシテ判示ノ手

理由ニ依リ不正ニ請負契約上ノ権利ヲ  
取得シタル旨ノ事實ヲ確定シタルハ違  
法ニシテ論旨理由アリ原判決ハ破毀ヲ  
免レスト判決シ

一 朝鮮大邱覆審法院（岡本小三郎外三  
告事件昭和五年十一月二十八日判決）ハ被告人岡本小三郎民次郎ハ昭和二年七月朝鮮總督府  
カ大邱專賣支局工場新築其他ノ工事ヲ  
指名競争入札ノ方法ニ依リ請負ハシムル  
ニ當リ被告人等及大倉土木株式會社外  
三名ヲ入札者ト指定シ豫テ同人等ニ示シ  
置キタル工事請負入札人心得書ノ趣旨  
ニ從ヒ特別ノ事由ナキ限り豫定價格ノ  
制限内ニ於テ入札金額ノ最低ノモノヲ  
以テ落札者ト爲スヘク期待シ同月十一  
日ヲ入札日ト指定スルヤ同月十日右會  
社ノ代理人被告人小川某外三名ト共ニ  
京城府旭町朝鮮土木協會事務所ニ會合  
シ前同様ノ詐欺ヲ爲サンコトヲ謀議シ  
豫定落札金額ヲ二十二萬六千八百圓ト  
協定シ被告人小川某ニ於テ最多額ノ談  
合金五萬一千八百圓ヲ提供スヘク申出  
テタルニ依リ右會社ヲ落札者ト豫定シ  
右小川某ヲシテ同會社名義ニテ右二十  
二萬六千八百圓ニテ入札セシメ他ノ者  
ハ之ヨリ高額ニテ入札スヘク申合セ  
「書取」ノ方法ニ依ル談合ヲ爲シタル後  
右各被告人等ハ同月十一日朝鮮總督府  
内務局建築課ニ出頭シ恰モ眞正ノ競争  
入札ナリト誤信セシメタル上最低額ノ  
入札者タリシ右會社ヲ落札者ト決定ス  
ルニ至ラシメ被告人小川某ハ同月十五  
日同課ニ於テ契約擔任者タリシ當時ノ  
朝鮮總督府内務局長生田清三郎ト右會  
社名義ノ下ニ金二十二萬六千八百圓ニテ  
同工事ノ請負契約ヲ締結シ以テ不法ニ  
同契約上ノ權利ヲ取得シト說示シ刑法

第二百四十六條ヲ適用シ詐欺罪ナリト認定シ高等法院亦曾テ同趣旨ノ判決ヲ爲シ右覆審法院判決ハ高等法院判決ニ則リタルモノナリ  
斯ノ如ク内地ニ於ケル大審院ノ判決ト朝鮮ニ於ケル判決トハ一ハ無罪ノ判決ナルモ他ハ有罪ノ判決ニシテ兩者全然相反スル判決ナリトス  
明治四十年法律第四十五號ヲ以テ内地ニ實施セラレタル刑法ハ明治四十四年法律第三十號同四十五年制令第十一號朝鮮刑事令ニ依リ朝鮮ニモ實施セラレ兩者其ノ内容ニ於テ同一ナリトス同一法律カ同趣旨ノ事實ニ對シ朝鮮ニ於テ適用セラルルトキハ有罪トナリ内地ニ於テ適用セラルルトキハ無罪トナリ朝鮮ニ於テ判示ノ如キ行爲ヲ爲ストキハ刑罰ヲ受クル違法行爲トナリ内地ニ於テ之ヲ行フトキハ法ノ保護ヲ受クル適法行爲トナルカ如キハ明ニ法規解釋ノ不統ニシテ法ノ威信ヲ害スルコト頗ル大ナリト謂ハサルヘカラ  
朝鮮ニ於ケル判決ハ眞ノ競争入札ヲ爲サルヘカラサルニ拘ラス之ヲ爲サシシテ却テ請負人相互間ニ於テ價格ノ協定ヲ爲シ所謂談合入札ヲ爲シ恰モ判決ノ所謂眞ノ競争入札ヲ爲スモノノ如ク裝ヒ請負權ヲ獲得シタルカ爲之ヲ詐欺罪ナリト認定シタルモノノ如シ  
詐欺罪ハ人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シ相手方ニ損害ヲ生セシメタル場合ニ成立スル犯罪ナルコトハ言ヲ俟タス而シテ欺罔トハ虛偽ノ事實ヲ主張シテ相手方ヲ錯誤ニシタルモノノ如シ  
詐欺罪ハ人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シ相手方ニ損害ヲ生セシメタル場合ニ成立スル犯罪ナルコトハスニ際シ現ニ價格ノ協定ヲ爲シタルニ拘ラススル協定ヲ爲サス眞ニ競争入札ヲ爲スモノノ如ク裝ヒ注文者ヲ欺罔シタルモノノ如ク判示スト雖斯ル主張ハ所謂欺罔ノ要素タル虛偽ノ主張ニ非ス抑虛偽ノ主張ハ法規之ヲ認メス慣習

之ヲ許ササル性質ノモノニ限ル眞ニ物品ヲ買入ルル意思ナク代金支拂ノ意思ナキニ拘ラス代金ヲ支拂ヒテ品物ヲ買入ルルモノノ如ク裝ヒ或ハ眞ニ返済ノ意思ナキニ拘ラス借用名義ヲ假用シ金員ヲ騙取スルカ如キ場合ニ於テ始テ法ノ所謂虛偽ノ主張ト謂フヘク商人力商品ヲ賣却スルニ當リ原價ニ相當ノ利益ヲ加算シ定價ト爲セルニ拘ラス原價ヲ以テ賣却スルモノノ如ク申向クルカ如キ法ノ所謂虛偽ノ主張ニ非サルナリ蓋前者ハ相手方ノ方面ニ財産權ノ侵害アルト同時ニ法規之ヲ犯シ慣習之ヲ認メサル虛偽ノ主張ニシテ後者ハ買受人ニ何等財產權ノ侵害ナキト同時ニ法規之ヲ許容シ慣習之ヲ容認スル虛偽ノ主張ナレハナリ

ハ入札金額ノ正當ナリヤ否ヤヲ審査スル權限ヲ有シ其ノ自由意思ヲ以テ價格ヲ決定スルヲ得ルカ故ニ錯誤ニ陥ルヘキ餘地ヲ有セ入札者カ談合ニ依リテ入札ヲ爲スト談合ヲ爲サス各自入札價格ヲ默認シテ入札ヲ爲ストノ間注文者ニ於テ何等利害ヲ異ニスヘキ道理ナシ殊ニ談合行爲ヲ爲スコトハ注文者ニ對シ價格ノ決定ヲ誤ラシム手段トナラサルニ於テヲヤ而シテ大審院ノ判例ハ詐欺罪ハ財產罪ナルカ故ニ財產上ノ損害ナカラサヘルカラス損害ノ發生ハ詐欺罪ノ要件ナリト主張セリ本案案ニ於テ果シテ損害ノ發生アリヤ若各請負業者ニシテ其ノ入札價格ヲ默認シ入札ヲ爲シタルトキハ或ハ談合ノ結果入札ヲ爲ス場合ニ比シ多少安價ニ落札スヘキコトナキニ非サルヘン之ニ依リ生スヘキ價格ハ即チ注文者ノ受クヘキ損害ニハ非サルカノ疑ナキニ非ス併シナカラスノ如キハ即チ單ナル希望ニ過キシテ確のナル損害ナリト認ムヘキモノニ非ス而シテ詐欺罪ノ要件ハ單ナル希望ノミニテハ不十分ニシテ確的現實ナル損害ナラサルヘカラス此ノ點ヨリ見ルモ詐欺罪ヲ構成スル限ニ在ラス固ヨリ談合行爲ニシテ不當ノ價格ヲ耀上ヶ又ハ耀下クル目的ニ出テタル場合ノ如キハ會計規則第九十七條朝鮮總督府工事及物品供給請負人入札心得書第二條等ノ禁止スル所ニシテ斯ル談合ハ固ヨリ不正行爲ナリト雖本案案ニ於ケル談合ノ如キハスル目的ニ出テタルニ非ス極メテ適正ナル價格ヲ以テ入札ヲ爲シタルモノナルカ故ニ法ノ禁止セザル適法ノ談合ニシテ無謀競争入札ヨリ生スル弊害ヲ除キ當業者ノ利益ヲ保護スル團體的防衛行爲ナリト謂フヲ得ヘシ社會ハ自由競争ニ依リ、ヨリ進歩シ今日ノ發達ヲ遂ケタルコトハ疑フ容ル餘地ヲ有セス併シナカラ自由競争ヨリ生スル弊害モ亦尠シトセス競争入札ノ場合ニ於

テ殊ニ然リトス不當ナル安價乃至工事完

成不能ノ價格ヲ以テ入札ヲ爲シ工事ヲ請

負ヒ工事未タ成就セザルニ先チ逃走シテ

其ノ居所ヲ不明ニシ職人其ノ他ニ賃金ヲ

仕拂ヘスシテ多數人ニ迷惑ヲ掛け或ハ不

備不完全ナル工事ヲ完全ナルモノノ如ク

裝ヒテ其ノ引渡ヲ爲シ或ハ當路者ニ贈賄

シテ以テ不正検査ヲ爲サシムルカ如キ假

ニ自己ノ業務上ノ地位ニ鑑ミ世間ノ思惑

ヲ考視シ將來業務ノ妨害トナラムコトヲ

處レ注文ノ趣旨ニ適ヒタル完全ナル工事

ヲ爲シ之カ引渡ヲ了シタリトスルモ之カ

爲ニ請負人ハ全財産ヲ蕩盡シ再ヒ請負業

者トシテ起ツ能ハサル痛手ヲ受クルニ至

ルヘシ

是等競争入札ノ弊害ヲ除去セムカ爲ニハ

不當ニ安價ナル價格ヲ以テ入札スルコト

ヲ避ケ工事相當ノ價格ヲ以テ入札ヲ爲サ

ルヘカラス亦安當價格ヲ以テ入札セム

トセハ無謀ノ競争ヲ避け價格ノ協定ヲ爲

シ妥當價格ヲ決定セザルヘカラス所謂談

合ヲ爲ササルヘカラス故ニ談合行爲ハ獨

リ請負業者ヲ保護スルノミナラス亦以テ

注文者ヲ保護スルヲ得ヘシ凡ソ請負業ハ

刑法第三十五條ノ正當業務行爲ニシテ入

札行爲ハ該業務ヲ遂行スル方法ナリトス

而シテ競争入札ヲ爲ニ際シ請負業者相

互間ニ妥當ナル價格ノ協定ヲ爲シ所謂談

合行爲ヲ爲スモ該談合行爲ニシテ違法ナ

ラサル限り右入札行爲カラ達法ニ歸スルモ

ノニ非ス蓋競争入札ヲ爲スニ際シ相互價

格ヲ默秘スルハ各入札者ノ利益ヲ保護ス

ル爲ニシテ注文者ノ利害ト漠交渉ナルカ

故ニ請負業者ニシテ有利益ヲ抛棄シ各自

談合ヲ爲スハ其ノ自由行爲ノ範囲ニ屬ス

ルモノナレハナリ殊ニ亦競争入札ノ要件

トシテハ各請負業者力其ノ入札價格ヲ祕

密ニ付セザルヘカラサルモノニ非ス或ハ

他ノ一人ニ入札價格ヲ洩ラシ又ハ他ノ數

人ニ其ノ價格ヲ告タルモ前敍ノ如キ釋上

耀下ノ目的以外ニ於テハ法ニ何等禁止規定ナキヲ以テ競争入札トシテハ有效ナリ

トス

請負業者ニ對シ所謂談合金ナルモノヲ

分與スルヲ以テ常例ト爲スモノナルカ此

ノ談合金ハ結局請負價格中ヨリ捻出スル

モノナルヲ以テ其ノ金額ニ相當スル金員

ハ工事完成ニ使用セラレサルモノニ屬シ

其ノ部分支ケ不完全ナル工事ヲ爲スコト

ニ歸著スルカ故ニ結局注文者ノ損失ニ歸

スヘント論スル者アルモはレ大ナル誤ナ

リ右談合金ハ落札者力工事ニ依リテ得タ

ル利益ノ幾分ニ相當シ落札者ハ其ノ得タ

ル利益ヲ分與スルモノナルカ故ニ之カ爲

注文者ニ何等ノ損害ヲ與フルモノニ非

ス

翻テ落札セザル請負業者ノ方面ヲ顧ミル

トキハ斯ル請負業者ト雖一應材料ノ調査

ヲ爲シ其ノ價格ヲ算出シ職人人工ノ賃金

等ヨリ工事費ヲ計算シテ請負價格ヲ算定

スル等ニ相當ノ努力ト費用トヲ費シ居レ

落札者トナラサルトキハ是等ノ費用ハ遂

ニ之カ回収ヲ爲ス途ナキニ至ルヘシ所謂

談合金ヲ是等落札セザル請負業者ニ分配

スルハ是等ノ人ヲシテ右損害ヲ補償セシ

ムル意味ニ於テモ最有意義ノ行爲ナリト

謂ハサルヘカラス故ニ談合金ノ分配ハ斯

ル談合行爲ニ違法性ヲ付與シタルモノニ

スルハ勿論却テ相互補助ナル社會適應

性ヲ附加スルニ至ルヘシ

自由競争ハ一面ニ於テ社會ノ進歩ヲ促シ

タル功蹟アリト雖亦他ノ一面ニ於テハ絶

ムノナレハナリ殊ニ亦競争入札ノ要件

トシテハ各請負業者力其ノ入札價格ヲ祕

密ニ付セザルヘカラサルモノニ非ス或ハ

他ノ一人ニ入札價格ヲ洩ラシ又ハ他ノ數

人ニ其ノ價格ヲ告タルモ前敍ノ如キ釋上

物價ノ下落スルトキニ於テハ操業短縮ヲ

爲シテ物品ノ過剰ヲ豫防シ以テ物價ノ下

落ヲ豫防スル等ノ行爲ハ其ノ協調狀勢ノ

一端ヲ閃シタルモノニ外ナラズ

價格ノ協調ヲ爲セハトテ其ノ業務行爲カ

不正業務ニ化スルモノニ非ス操業短縮ヲ

爲セハトテ其ノ業務ニ違法性ヲ付與スル

モノニ非サルコトハ社會通念ノ認ムル所

ナリ請負業者ニシテ請負價格ノ協調ヲ爲

シタレハトテ其ノ業務行爲タル入札行爲

カ違法性ヲ具有スルニ至ルモノニ非サル

ト同時ニ其ノ行爲カ不正業務ノ色彩ヲ帶

フルモノニ非サルナリ

要スルニ談合入札ハ注文者ニ何等損害ヲ

與フルコトナク落札者雖非札者ヲ保護

スル相互保護制度ニシテ正當業務行爲ノ

適法ナル内容ヲ爲スモノナリト謂フヘク

何等違法性ヲ具有スルモノニ非ス

然ルニ朝鮮總督府法院ハ之ヲ不適法ナル

行爲ト爲シ裁判法第二百四十六條ノ詐欺罪

ナリト判決セリ不法ノ判決ナリト謂ハサ

ルヘカラス

法規ノ解釋ハ全國的ニ統一セザルヘカラ

ス内地ニ於ケル法規ノ解釋ト朝鮮ニ於ケ

ル法規ノ解釋トカ其ノ結論ヲ異ニスルカ

如キハ法規ノ解釋不統一ナリト謂ハサル

ヘカラサルハ勿論廣義ニ於ケル國家政務

ノ不統一ナリト謂ハサルヘカラス

而シテ法規解釋ノ統一ハ合理的合法的ナ

ラサルヘカラス以上纏陳辯スルカ如ク

朝鮮ニ於ケル解釋非合法ニシテ内地大審

院ノ解釋正當ナルトキハ須ラク朝鮮總督

府法院ヲシテ大審院ニ於ケル解釋ニ合流

セシメサルヘカラス約言スレハ斯ル行爲

ハ詐欺ニ非ス適法行爲トシテ法ノ保護ヲ

與ヘサルヘカラスト思料ス

右ニ付内閣總理大臣司法大臣及拓務大臣

ノ所見如何

政府ニ法令ノ解釋ヲ統一スル機關ヲ設ク

ル意思ナキヤ

右及質問候也

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

釋統一二關スル質問ニ對シ別紙答辯書差

進候

### 〔別紙〕

衆議院議員森田茂君外四名提出法令ノ

解釋統一二關スル質問ニ對スル答辯書

本質問ノ要領ハ請負事ノ競争入札ヲ爲

シタレハトテ其ノ業務行爲タル入札行爲

カ違法性ヲ具有スルニ至ルモノニ非サル

コトヲ指摘論難シ此ノ如キ弊害ヲ避クル

スニ際シ入札者間ニ行ハル談合行爲ニ

對スル法律ノ適用ニ付大審院ノ判決ト朝

鮮大邱覆審法院ノ判決トガ全然相反スル

コトヲ指摘論難シ此ノ如キ弊害ヲ避クル

爲政府ハ内地及朝鮮ニ於ケル司法法規ノ

解釋ヲ統一スル機關ヲ新設スルノ意ナキ

ヤト謂フニ在ルモノト認ム蓋シ司法法規

ノ解釋ハ最高裁判所ノ判例ニ依リテ之ヲ

統一スルコトヲ得ルモノニシテ之ヲ他ノ

機關ニ委スベキモノニ非ス而シテ現時ノ

統治組織ニ於テ内地ト朝鮮トハ各自獨立

ノ司法機關ヲ有スルガ故ニ偶ニ不幸ニシ

テ二者ノ判例ニ一致ヲ缺ク所アルハ甚ダ

遺憾トスル所ナリト雖モ眞ニ已ムヲ得ザ

ル所ニシテ他ノ機關ヲ設ケテ之ヲ匡正ス

ルコトヲ得ザルモノトス由テ政府ニ内地

及朝鮮ニ於ケル司法法規ノ解釋ヲ統一ス

ル機關ヲ設クルノ意思ナシ

右及答辯候也

昭和六年三月二十四日

司法大臣子爵 渡邊 千冬

拓務大臣 松田 源治

提出者 裕原彦三郎

足尾銅山鑛煙毒ニ關スル再質問主意書

本員カ昨年十二月二十六日付ヲ以テ提出

シタル足尾銅山鑛煙毒ニ關スル質問主意書ニ對シ政府ハ本年二月三日付ヲ以テ答辯書ニ依リ答辯セラレタルモ本員ハ此ノ答辯ニ承服スル能ハス茲ニ已ムヲ得ス再質問書ヲ提出ス本員カ曩ニ提出シタル質問ノ要旨ハ現内閣組織以來足尾銅山ノ鑛毒及煙毒ノ豫防施設ニ對シ其ノ監督相當ニ宜シキヲ得ツキモノアルモ猶監督官不在ノ際ニ當リ豫防作業ニ誠意ヲ缺キ故意ニ被害ヲ多大ナツアルヲ以テ銅山營業者モ鑛毒竝煙毒ノ豫防施設ヲ漸次ニ改善シ其ノ成績認ムヘキ監督スル必要アリ政府ノ所見如何ト謂フニアリ然ルニ政府ハ足尾銅山ニ於ケル除害設備ニ付テハ屢々監督官ヲ派遣シ其ノ運用ニ關シ嚴重取締ヲ勵行シツツアルヲ以テ特ニ常設監督官ヲ設クルノ必要ヲ認メスト答辯セリ  
惟フニ政府カスノ如キ答辯ヲ爲セルハ政府當局ハ現在ニ於ケル足尾銅山ノ鑛毒竝煙毒ノ被害カ多大ナルヲ知ラサルノ結果豫防除害ノ施設ヲ輕視シ斯ノ如キ答辯ヲ爲セルモノノ如シ依テ茲ニ鑛毒竝煙毒ノ現在ノ被害狀況ノ大略ヲ述ヘ再質問ノ旨意ノアル所ヲ明ニセム  
現在ニ於ケル足尾銅山鑛毒ノ被害ノ重ナルモノハ渡良瀬川ニ流下スル毒水ヲ灌漑スル爲受クル水田ノ損害、渡良瀬川ニ毒水流下シ魚族ヲ斃死絶滅セシムル爲受クル漁業上ノ損害及渡良瀬川ニ流下スル砒素、膽礮ノ其他ノ毒物ノ爲渡良瀬川沿岸及同川水系灌漑地帶内ニ住スル二十餘萬住民ノ身體生命上ニ受クル保健衛生上ノ損害等ナリ  
今鑛毒ニ依ル現在ノ損害ヲ精査スレハ渡良瀬川ノ流水ヲ灌漑スル柄木縣足利郡及群馬縣新田、山田、邑樂三郡内ノ水田ハ大略二萬六千町歩ニシテ之等ノ水田ハ古來十俵取レト稱セラレ關東屈指ノ美田ニ

シテ明治二十九年ノ大洪水ニ因ル鑛毒流  
入以前ニ於テハ當時ノ幼稚ナル農業技術  
ニ於テ而モ肥料モ僅少ニシテ平均反當リ  
八九俵ノ收穫アリシニ今日ハ全國的農業  
技術長足ノ進歩ヲ爲シ肥料モ亦從來=比  
シテ數倍ノ施肥ヲ爲スカ故ニ鑛毒ノ被害  
ナキ地方ニ於テハ多大ノ收穫増加ヲ爲セ  
ルニ拘ラス被害地ニ於テハ其ノ收穫毫モ  
増加セヌ却テ年年減少ノ傾向アルハ全ク  
年年銅山ヨリ流下スル鑛毒ノ爲ニ土壤變  
質シ酸性肥料ノ使用ニ依リ僅ニ稻ノ發育  
ヲ爲サシメツツアル結果ニシテ其ノ損害  
ハ反當リ平均年額一石ヲ下ラス即チ其ノ  
鑛毒被害ニ因ル減收年年二十六萬石以上  
ニシテ之ヲ一石二十圓トシテ換算スレバ  
年年五百二十萬圓ニ相當スル損害アリ群  
馬柄木兩縣下ノ被害地ノ代表者カ年年歲  
歲其ノ事實ヲ指摘シ議會及政府ニ請願陳  
情ヲ爲スハ全ク此ノ甚大ナル損害アルカ  
爲ニ外ナラス又渡良瀬川ハ古來魚族ノ豐  
富ナルト漁獲ノ多量ナル點ニ於テ天下ニ  
知ラレタル所ニシテ漁業ヲ以テ生計ヲ爲  
セル者數千人ノ多キヲ見タリシニ今ヤ全  
ク魚族ノ繁殖ヲ見ス僅ニ季節的ニ僅少ノ  
魚類上リ來ルコトアルモ一度降雨アリ流  
水濁レハ直ニ死滅スルノ狀態ニシテ漁業  
上ノ損害ハ如何ニ僅少ニ見積ルモ其ノ損  
害年年百萬圓ヲ下ラサルモノアリ  
殊ニ鑛毒ノ現在ニ於ケル被害ノ最顯著ナ  
ルモノハ人體ニ及ボス被害ニシテ現ニ渡  
良瀬川ノ沿岸ニ位スル山田郡足利郡安蘇郡  
下都賀郡猿島郡北埼玉郡等諸郡内ニ於ケ  
ル舊鑛毒被害地方及渡良瀬川ノ流水ヲ灌  
漑スル範圍ノ山田郡新田郡邑樂郡足利郡  
地方ノ住民ニ胃腸及內臟失患ノ患者非常  
ニ多ク從テ死亡率モ多キコト勿論ニシテ  
流產ノ割合モ亦非常ニ多キ事實ハ此ノ地  
方ノ統計ト他地方ノ統計ト比較シテ最明  
瞭ナルカ被害地方住民ハ健康體ノ者モ一  
般ニ血色惡シク今ヤ兩毛地方ノ人人ハ其

ノ血色ヲ一見シテ直ニ被害地方住民ナルコトヲ識別スルノ状態ニアリ之レ足尾銅山ヨリ流下スル諸種ノ激毒自然ニ地下水ニ混入シ井水中ニ侵透シ來リテ人體ヲ害スルモノニシテ此ノ保健衛生上ノ損害ハ金錢ヲ以テ計算スル能ハサル一大損害タルノミナラス人道上亦等閑ニ付スル能ハサル一大問題ナリ  
更ニ足尾銅山煙毒ノ被害狀況ヲ見ルニ其ノ被害ノ重ナルモノハ直接ニハ利根川渡良瀬川大谷川等關東ノ大部分カ灌溉用水トスル各水源地ニ於テ水源涵養ノ作用ヲ爲ス大ナル大自然密林ノ樹木ヲ枯死セシムル爲此ノ密林地帶山嶽ノ土砂ヲ洗ヒ岩石露出シ其ノ岩石ヲ酸化シテ砂礫ト爲シ實ニ見ルニ忍ヒサル荒廢ノ地タラシメ洪水每ニ其ノ砂礫ヲ流下シ來リテ河床ヲ高メ以テ水害ノ因ヲ作リツツアルモノニシテ間接ニハ其ノ水源地破壊ノ爲盛夏灌漑ノ時期ニ於テ水量非常ニ減少シ用水不足ノ爲旱害ヲ受クルニアリ曾テ水量豊富ニシテ足利佐野地方ノ一切ノ貨物ヲ運搬スル爲船舶ヲ浮ヘシ渡良瀬川ハ近時往往極端ナル渴水ヲ見テ時ニ流ヲ絶ツコトアリ根川ノ水量モ亦年年減少シ灌漑用水ノ不足ヲ來スコト少カラス若此ノ儘放任セムカリ根、渡良瀬兩川ノ水量減少ハ帝國ノ心臓トモ謂フヘキ關東大部分ノ水田ヲ枯死セシムルノミナラス又關東一帯ノ地下水減少シ井水ヲ不足ナランメテ關東數百萬住民ノ飲料水ヲ脅威スルハ勿論地下水ノ減少ハ草木ノ繁茂ヲ碍ケ遂ニ關東ノ大部分ハ耕作居住ニ適セサルノ土地トナルヘキハ學者ノ專ラ唱導スル所ナリ左ニ群馬縣山田新田邑築三郡ニ亘る灌漑用水ニ關シ地元水利組合代表者カ最近政府當局及關係代議士ニ提示シタル請願書ヲ引用シテ煙毒被害ノ一部ノ狀況ヲ明ニセ

群馬縣下新田、山田、邑樂、桐生ノ一市三郡ニ散在スル渡良瀬川流域下名四堰水利組合管理者ハ灌溉田面一萬町歩約二萬八千町歩ノ山林ヲ枯死荒廢セシメ猶逐年加速度ヲ以テ被害ノ範圍ヲ擴大シツツアリ之カ爲山林特有ノ雨水貯藏ノ自然的作用ヲ失ヒ大雨ニハ忽チ土砂ヲ抑流シ旱天ニハ忽チ溪谷ノ水脈枯渇シ從テ其ノ影響ハ忽チニ渡良瀬川流域ニ及ホシ洪水ニハ鑛毒ノ浸潤ヲ受ケ耕土ノ變惡ヲ來シ渴水ニハ灌溉用水ノ不足ヲ告ケ挿秧不能トナリ或ハ稻作枯損シ收穫ノ減滅ヲ餘儀ナカラシムル等其ノ被害甚大ニシテ關係農民ノ生業ヲ脅威スルコト夥シク之ニ伴ヒ用水爭奪又ハ小作爭議頻發シ民心ヲ惡化セシメ實ニ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ

現ニ昭和四年ノ第五十六回議會ニ於テ政  
府ハ田中總理大臣中橋商工大臣山本農林  
大臣ノ名ヲ以テ足尾銅山鑛毒及煙毒ノ豫  
防設備完全ニシテ毫モ修築改築ヲ要スル  
箇所ナシト答辯セルニ拘ラス同年七月現  
内閣組織セラレ横山商工政務次官一度足  
尾銅山ニ登山シ僅ニ數時間ノ視察ヲ爲セ  
ルノミニテ松木毒泥砂堆積所ノ七十五間  
ニ瓦ル大改築、原毒泥砂堆積所ノ大増築、  
金山毒水槽ノ改造、沈澱地の大修理等鑛  
毒豫防施設ノ面目ヲ一新スル程ノ大工事  
ヲ即日命令シ營業主モ喜ムテ其ノ命令ニ  
服シ早速以上ノ工事ヲ完成シ更ニ數箇月  
間ハ煙毒ニ付テモ其ノ鑛作業ニ當リ風  
位ノ方向ニ注意スル等監督上頗ル效力ア  
リシハ足尾町在住者及被害地方人民ノ普  
ク認ムル所ニシテ此ノ一事ヲ以テスルモ  
常設監督官ヲ設置セハ相當效力アルヘキ  
ヲ信シテ疑フ能ハス殊ニ被害民ニ對シテ  
多大ノ同情ヲ有セラル現政府ニアラス  
ムハ此ノ被害民ノ切實ナル願望ハ容易ニ  
容レラルノ日ナカラムコトヲ憂ヒ茲ニ  
重ネテ明治三十年五月三十日政府カ發セ  
ル足尾銅山鑛毒豫防命令ノ目的ヲ達成シ  
且被害地方人民ヲシテ安ムシテ農業ニ從  
事セシムル爲常設監督官ノ設置ヲ要望シ  
政府ノ所見ヲ問フ  
右及再質問候也

昭和六年三月二十四日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議員栗原彦三郎君提出足尾銅山鑛  
毒ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差  
進候

〔別紙〕

衆議院議員栗原彦三郎君提出足尾銅山鑛  
毒ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差  
進候衆議院議員栗原彦三郎君提出足尾銅山鑛  
毒ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差  
進候

町農會議員、石原市左衛門	町農會議員、碧海郡農會幹事兼技手、加藤精一
岡田菊次郎ハ昭和五年二月衆議院議事 員政友派候補者トナリ選舉運動中運動 費ニ窮シ自己カ安城町農會長ノ職ニアリナ ルヲ利用シ部下タル農會幹事岡田庄太 郎ニ命シ同月同人保管ニ係ル碧海銀行預 金員中一千圓ヲ書記加藤實ヲ作製シ銀行ヨリ 引出サシメタル後菊次郎ハ其ノ妾宅ニ 於テ菊次郎弟勝次郎ヲシテ庄太郎ヨリ 受領セシメ之ヲ運動費ニ供シタリ	一 岡田菊次郎ハ昭和五年二月衆議院議事 員政友派候補者トナリ選舉運動中運動 費ニ窮シ自己カ安城町農會長ノ職ニアリナ ルヲ利用シ部下タル農會幹事岡田庄太 郎ニ命シ同月同人保管ニ係ル碧海銀行預 金員中一千圓ヲ書記加藤實ヲ作製シ銀行ヨリ 引出サシメタル後菊次郎ハ其ノ妾宅ニ 於テ菊次郎弟勝次郎ヲシテ庄太郎ヨリ 受領セシメ之ヲ運動費ニ供シタリ
愛知縣碧海郡安城警察署ニ於テ左記ノ者 共カ左記ノ犯罪ヲ爲シタルモノト認メ之 ヲ檢舉シ證據ヲ具シテ昭和六年一月中一 件書類ト共ニ左記被疑者中石原市左衛門、 岡田庄太郎、賴永鐵太郎、加藤實(主謀者 疑者ヲ釋放シ今日ニ至ル迄其ノ搜查ヲ爲 ササルハ甚ダ不當ナル事件ノ處理ナリト 認ム其ノ理由如何	二 岡田菊次郎、岡田庄太郎ハ共謀ノ上 其ノ任務ニ背キ昭和四年十二月十二日 及二十六日ノ二回ニ瓦リ加藤實ニ小切 手ヲ發行セシメ同人保管中ニ係ル町農 會ノ金員一千圓宛合計二千圓ヲ引出シ テ菊次郎弟勝次郎ヲシテ庄太郎ヨリ各 郎カ監査役タル三河食品株式會社ノ取 締役賴永鐵太郎ニ貸付ケタルモノナル カ同會社ハ缺損續キニシテ回収ノ見込 絶対ニナカ町農會ニ損害ヲ與ヘタルモ ノナリ
三 岡田菊次郎ハ昭和五年八月十五日農 會幹事岡田庄太郎、書記加藤實ニ命シ 兩人保管ニ係ル農會ノ銀行預金百七十 五圓ヲ引出サシメ之ヲ實弟岡田勝次郎 ノ合同運送會社株券未拂込金ニ充當費 消シタリ勝次郎ハ放火詐欺事件ニテ目 下收容申ナリ	三 岡田菊次郎ハ昭和五年八月十五日農 會幹事岡田庄太郎、書記加藤實ニ命シ 兩人保管ニ係ル農會ノ銀行預金百七十 五圓ヲ引出サシメ之ヲ實弟岡田勝次郎 ノ合同運送會社株券未拂込金ニ充當費 消シタリ勝次郎ハ放火詐欺事件ニテ目 下收容申ナリ
四 岡田菊次郎ハ町農會幹事タル石原市 左衛門ト共謀シ町農會ノ金員中二百五 十圓ヲ横領費消シタリ	四 岡田菊次郎ハ昭和四年十二月十二日 三河食品株式會社力町農會幹事タル石 原菊次郎ハ町農會幹事タル石原市左衛門 同會社ニ對スル株式未拂込金ニ流用 額シタリ

六 賴永鐵太郎ハ前項岡田庄太郎横領行 品株式會社ノ社長重役ノ地位ニアリナ カラ定款ノ規定(取締役ノ報酬ハ年額 千圓以内ト定ム)ニ違反シテ專務取締 役三浦圭介ニ對シ年額金一千二百圓宛 ノ報酬ヲ支拂ヒ會社ニ損害ヲ被ラシメ タリ	七 岡田菊次郎、賴永鐵太郎等ハ三河食 品株式會社ノ社長重役ノ地位ニアリナ カラ定款ノ規定(取締役ノ報酬ハ年額 千圓以内ト定ム)ニ違反シテ專務取締 役三浦圭介ニ對シ年額金一千二百圓宛 ノ報酬ヲ支拂ヒ會社ニ損害ヲ被ラシメ タリ
八 賴永鐵太郎、本田吉郎、尾崎五平治 ハ各三河食品株式會社ノ取締役ナル所 株ノ拂込金三千八十圓ヲ保管中ニ横領 費消シタリ	八 賴永鐵太郎、本田吉郎、尾崎五平治 ハ各三河食品株式會社ノ取締役ナル所 株ノ拂込金三千八十圓ヲ保管中ニ横領 費消シタリ
九 三浦圭介、都築嘉右衛門、岡田庄太郎、 稻垣澤吉ハ昭和五年九月十三日其ノ任 務ニ背キ商法ノ規定ヲ無視シ株主總會 ノ決議ヲ經シテ三河食品株式會社ノ 土地建物其ノ全財產ヲ擔保ニ供シ 日本興業銀行名古屋支店ヨリ金二万圓 ヲ借入レ會社ニ損害ヲ被ラシメタリ	九 三浦圭介、都築嘉右衛門、岡田庄太郎、 稻垣澤吉ハ昭和五年九月十三日其ノ任 務ニ背キ商法ノ規定ヲ無視シ株主總會 ノ決議ヲ經シテ三河食品株式會社ノ 土地建物其ノ全財產ヲ擔保ニ供シ 日本興業銀行名古屋支店ヨリ金二万圓 ヲ借入レ會社ニ損害ヲ被ラシメタリ
十 加藤精一ハ郡農會幹事兼技手ノ地位 ニアルヲ利用シテ昭和三年六月以降名 古屋市東區松山町岡田安次郎ヨリ各農 家ニ販賣方ヲ委託セラレタル石炭硫黃 合劑ノ賣上代金五百五十二圓六十錢中 二百圓ヲ横領シタリ	十 加藤精一ハ郡農會幹事兼技手ノ地位 ニアルヲ利用シテ昭和三年六月以降名 古屋市東區松山町岡田安次郎ヨリ各農 家ニ販賣方ヲ委託セラレタル石炭硫黃 合劑ノ賣上代金五百五十二圓六十錢中 二百圓ヲ横領シタリ
十一 加藤精一ハ右横領ノ穴埋ヲ爲サム カ爲昭和三年十月三十日郡農會ノ名義 ヲ詐稱シテ安城町農會會計係加藤實ヲ 欺キ金二百圓ヲ騙取シタリ	十一 加藤精一ハ右横領ノ穴埋ヲ爲サム カ爲昭和三年十月三十日郡農會ノ名義 ヲ詐稱シテ安城町農會會計係加藤實ヲ 欺キ金二百圓ヲ騙取シタリ
十二 加藤精一ハ昭和四年八月頃碧海郡 依佐美村農會ヨリ碧海郡農會ニ拂込ミ タル藥品代金二百七十圓ヲ郡農村技手 石原一郎ニ代テ受取り之ヲ横領費消シ タリ	十二 加藤精一ハ昭和四年八月頃碧海郡 依佐美村農會ヨリ碧海郡農會ニ拂込ミ タル藥品代金二百七十圓ヲ郡農村技手 石原一郎ニ代テ受取り之ヲ横領費消シ タリ

舉ニ著手スルヤ主謀者タル岡田菊次郎ハ逃亡シテ所在ヲ晦マシ知人タル名古屋市辯護士野々山藤重方ニ潜伏シ其ノ女婿タル水戸地方裁判所勤務太検事稻垣彌四郎（ハ名古屋ニ出勤シ同地検事局ニ運動ヲ爲シ同檢事局ハ岡崎區裁判所検事ニ對シ一種ノ内命ヲ傳へタルヤノ疑アリ一面愛知縣選出某代議士ハ中央ニ於テ狂奔最努メ其ノ結果檢事局ノ活動頓ニ鈍リ岡田菊次郎ハ意ヲ安ムシテ歸宅シ共犯者ト共ニ今日三至ル迄事ナキヲ得タリトノ風聞高ク地方民ハ檢事局カ特ニ本件被疑者ヲ庇護スルモノニ非スヤトシテ其ノ態度ニ疑ヲ挾ム者尠カラズスト謂フ右及質問候也

第五部選出 決算委員 鷺野米太郎君 (八木幸吉君 ノ如シ)	航空法中改正法律案 (永田良吉君提出) 外 四件委員
春島東四郎君	石橋 茂君
菊池 良一君	石原善三郎君
澤田 利吉君	中島知久平君
永田 良吉君	宮川 一貫君
坂本 一角君	
六 大 都 市 三 關 ス ル 法 律 案 (森田茂君外十 八名提出) 委員	
小 侯 政一君	安 田 耕 之 助 君
廣瀬 德藏君	石 田 久 兵 衛 君
三 宅 盤君	本 田 義 成 君
上 田 孝 吉 君	加 藤 錄 五 郎 君
津 雲 國 利 君	
河 田 法 中 改 正 法 律 案 (山 木 儀 重 君 外 五 名 提 出) 外 十 件 委 員	
鶴澤 宇八君	山 木 儀 重 君
田 嶺 武 男 君	岡 田 素 倉 君
田 中 祐 四 郎 君	大 島 要 三 郎 君
寺 田 市 正 君	土 倉 宗 明 君
山 谷 義 治 君	松 田 喜 三 郎 君
牛 場 清 次 君	中 嶺 俊 秀 君
西 村 丹 治 郎 君	鈴 不 憲 太 郎 君
土 井 権 大 君	丹 下 茂 十 郎 君
助 川 啓 四 郎 君	
出 水 宮 之 城 間 鐵 道 敷 設 二 關 ス ル 建 議 案 (崎 山 武 夫 君 外 二 名 提 出) 外 六 十 三 件 委 員	
青 木 亮 貞 君	赤 塚 五 郎 君
神 部 爲 藏 君	岡 本 實 太 郎 君
高 橋 寿 太 郎 君	山 本 實 彦 君
矢 野 庄 太 郎 君	貢 君

崎山	武夫君	船田	中君
坂井	大輔君	樋口	典常君
飯村	五郎君	猪野毛利榮君	森本一雄君
岸田	正記君	三關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)	禁獵區内ニ於ケル鶴保護及農作物被害賠償
山内	亮君	下元鹿之助君	出外二十七件委員
中島	琢之君	加藤六藏君	
原	吉郎君	青木精一君	
岩本	武助君	淺石恵八君	
東條	貞君		
大分港修築速成三關スル建議案(長野網良君外二名提出)外五十六件委員	今堀辰三郎君	後藤亮一君	
高橋秀臣君	山下谷次君	鍋木忠正君	
戸部良祐君	木下成太郎君	本田彌市郎君	
水上齊之助君	守屋榮夫君	淺川浩君	
池田敬八君	久山知之君	河波荒次郎君	
山下谷次君	間島在住朝鮮人救濟三關スル建議案(宮川一貫君提出)外十件委員	多木久米次郎君	
木下成太郎君	久山知之君	川島正次郎君	
水上齊之助君	守屋榮夫君	佐藤重遠君	
池田敬八君	間島在住朝鮮人救濟三關スル建議案(宮川一貫君提出)外十件委員	渡邊泰邦君	
山下谷次君	久山知之君	森達三君	
木下成太郎君	間島在住朝鮮人救濟三關スル建議案(宮川一貫君提出)外十件委員	辻本豊三郎君	
水上齊之助君	守屋榮夫君	砂田重政君	
池田敬八君	間島在住朝鮮人救濟三關スル建議案(宮川一貫君提出)外十件委員	水島彥一郎君	
山下谷次君	久山知之君	斯波貞吉君	
旭川市三高等工業學校設置三關スル建議案(淺川浩君提出)外十一件委員	荒川五郎君	林平馬君	
小村俊一君	倉元要一君	多木久米次郎君	
山下谷次君	山下谷次君	河上折太君	

辯護士法中改正法律案（北浦圭太郎君外  
三名提出）外二件委員  
〔辭任深水　清君　補闕關口　志行君  
〔辭任服部　英明君　補闕木原　七郎君  
中央卸賣市場法中改正法律案（藤田若水  
君外四名提出）委員  
〔辭任上田　孝吉君　補闕牧野　良三君  
公娼制度廢止之闢スル法律案（三宅磐君  
外十名提出）委員  
〔辭任青木　亮貫君　補闕北浦圭太郎君  
〔辭任大里廣次郎君　補闕三浦　虎雄君  
關稅定率法中改正法律案（政府提出）委員  
〔辭任橋部　荒熊君　補闕小山　令之君  
〔辭任小野耕一郎君　補闕岡田　素臣君  
○議長（藤澤幾之輔君）　是ヨリ會議ヲ開キ  
マス、本日ノ日程ニ掲載ノ議員提出法律案  
及ビ建議案ノ取扱モ、昨日ト同様趣旨辯明  
ハ省略スルコト、致シタイト思ヒマス、御  
異議アリマセバ力  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長（藤澤幾之輔君）　御異議ナシト認メ  
マス、質問ハ一カラ十三マデ何レモ政府ヨ  
リ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ  
之ヲ省キマス、答辯ニ對スル意見ノ陳述  
ハ、本日適當ノ機會ニ之ヲ許シマス  
ハ省略スルコト、致シタイト思ヒマス  
ハ程第一、地方鐵道補助法中改正法律案  
ノ貴族院回付案ヲ議題ト致シマス、此回付  
案即チ貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヤヲ御  
諸リ致スノデアリマス——森田茂君  
日程第一、地方鐵道補助法中改正法律案  
ノ貴族院回付案ヲ議題ト致シマス、此回付  
案即チ貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヤヲ御  
諸リ致スノデアリマス——森田茂君  
第一 地方鐵道補助法中改正法律案  
(政府提出、貴族院回付)  
地方鐵道補助法中改正法律案  
(小字及一　八貴族院修正)  
地方鐵道補助法中左ノ通改正ス  
附則第二項ヲ左ノ如ク改ム  
本法ハ昭和六年一月一日以後ニ免許ヲ申  
請シタル地方鐵道、同七年一月一日以後  
ニ免許ヲ受ケタル地方鐵道及同十二年一

月一日以後ニ營業ヲ開始シタル地方鐵道ニヘ之ヲ適用セス

〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 登壇ヲ望ミマス

〔森田茂君登壇〕

議題トナリマシタ地方鐵道補助法中改正法律案ハ、貴族院ノ修正ニ同意致シマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

〔賛成者 起立〕

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマス、仍テ貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ決シマシタ(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 回付案ヲ議題ト致シマス、此回付案即ち貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヤヲ御諮リ致シ

○議長(藤澤幾之輔君) 日程第一、寄生蟲病豫防法案、貴族院ノ回付案ヲ議題ト致シマス、此回付案即ち貴族院ノ修正ニ同意スルヤ否ヤヲ御諮リ致シ

○議長(藤澤幾之輔君) 第二、寄生蟲病豫防法案(政府提出、貴族院回付)

○議長(藤澤幾之輔君) 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(藤澤幾之輔君) 附則

○議長(藤澤幾之輔君) 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三 町村有建物火災保険相互組合法案(三田村甚三郎君外十名提出) 第一讀會

第一條 町村有建物火災保険相互組合法案(三田村甚三郎君外十名提出) 第一讀會

第一條 町村ハ其ノ所有ニ係ル建築物保管ノ爲他ノ町村ト共同シテ保険業法第二條ノ規定ニ依ラサル火災保険ノ相互組合組合ヲ設置スルコトヲ得

第二條 本法ニ依ル組合ニハ保険業法ノ規定ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(説明補足)

町村有建物火災保険相互組合法案ノ趣旨乃至其ノ目的ニ付キマシテ概括的ニ申上ダマスルト、要スルニ現在全國約一万二千ノ町村ガ、相寄リマシテ其ノ各、所有スル建物ノ管理保全ノ爲メニ特ニ相互火災保険機關ヲ設ケントスルモノデアリマスガ、御承知ノ通り我國保険事業ハ保険業法第二條ニ依テ株式若ハ相互會社ニ非ザレバ、之ヲ營ムコトガ出來ナイコトニ規定セラレテアリマス關係上、本案ハ自ラ之ニ抵觸致シマスノデ直ニ實行スルコトガ出来ナイコトガ出來ナイト申シテモ決シテ過言デハナイノデアリマス、斯様ナ實情デアリマスカラ町村ト致シマシテハ是非共平素何等カノ對應策ヲ講ジテ置カネバナラナイノデアリマスガ、御承知ノ通り、災害準備金トシテ積立ヲ爲ス程ノ餘裕ヲ持タナイ今日ノ町村財政ニ於キマシテハ、勢ヒ保険機關ヲ利用スルノ外ハナイデアリマス、故ニ此ノ保険業法第二條ノ規定ニ依ラザル所ノ單行法ヲ制定致シマシテ如上ノ目的ヲ達シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、即チ本案ニ依リマシテ常ニ町村ガ火災ノ爲ニ累セラレツツアル所謂町村財政ノ動搖ヲ未然ニ防グト共ニ相互ニ其ノ財産ノ安固ヲ圖ラントスルニアルモノニシテ殊ニ灾害ノアリタル町村住民ヲシテ一時ニ急激ナル負擔カラ免レシメシタトイノガ本案ノ趣旨トシテ重要な部分ヲ爲シテ居ルノデアリマス、既ニ御承知ノ通り現在全國約一万二千ノ町村ニ於ケル小學校舍トカ或ハ役場廳

舍トイガ如キ町村有ニ屬スル建物ノ數ハ約十五万一千五百棟アリマシテ其ノ見積價格ハ實ニ五億四千百餘万圓ノ巨額ニ達シテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ中火災ニ罹ルノガ幾許アルカト既往十箇年間ノ事實ニ微シテ平均シテ見マスト、一箇年間ニ約百八棟ガ火災ニ罹リ、約八十萬圓内外ノ損害ヲ蒙ルコトニナツテ居ルノデアリマス、今更申ス迄モナク殆下税收入ノミヲ以テ支持シテ居リマス現今ノ町村財政ハ國府縣ノ委任事務費ヲ初メト致シマシテ毫モ節約ノ餘地ナキ必要費ガ年々増嵩スル斗リデアルニモ拘ラズ之ヲ負擔スル所ノ住民ノ擔稅力ハ殆ド皆無ノ状態ニ陥テ居ルノデアリマシテ、此點ニ付テハ全ク外聞ノ想像以上ノ悲慘ナ狀態ニアルノデアリマス若シ夫レスノ如キ町村ニ於キマシテ今假リニ唯一ノ小學校舍ヲ焼失スル様ナコトガ有リマシタナレバ、恐ラク其ノ復舊ハ到底望ムコトガ出来ナイト申シテモ決シテ過言デハナイノデアリマス、斯様ナ實情デアリマスカラ町村ト致シマシテハ是非共平素何等カノ對應策ヲ講ジテ置カネバナラナイノデアリマスガ、御承知ノ通り、災害準備金トシテ積立ヲ爲ス程ノ餘裕ヲ持タナイ今日ノ町村財政ニ於キマシテハ、勢ヒ保険機關ヲ利用スルノ外ハナイデアリマス、故ニ此ノ保険業法第二條ノ規定ニ依ラザル所ノ單行法ヲ制定致シマシテ如上ノ目的ヲ達シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、即チ本案ニ依リマシテ常ニ町村ガ火災ノ爲ニ累セラレツツアル所謂町村財政ノ動搖ヲ未然ニ防グト共ニ相互ニ其ノ財産ノ安固ヲ圖ラントスルニアルモノニシテ殊ニ灾害ノアリタル町村住民ヲシテ一時ニ急激ナル負擔カラ免レシメシタトイノガ本案ノ趣旨トシテ重要な部分ヲ爲シテ居ルノデアリマス、既ニ御承知ノ通り現在全國約一万二千ノ町村ニ於ケル小學校舍トカ或ハ役場廳

舍トイガ如キ町村有ニ屬スル建物ノ數ハ約十五万一千五百棟アリマシテ其ノ見積價格ハ實ニ五億四千百餘万圓ノ巨額ニ達シテ居ルノデアリマス、ソコデ此ノ中火災ニ罹ルノガ幾許アルカト既往十箇年間ノ事實ニ微シテ平均シテ見マスト、一箇年間ニ約百八棟ガ火災ニ罹リ、約八十萬圓内外ノ損害ヲ蒙ルコトニナツテ居ルノデアリマス、今更申ス迄モナク殆下税收入ノミヲ以テ支持シテ居リマス現今ノ町村財政ハ國府縣ノ委任事務費ヲ初メト致シマシテ毫モ節約ノ餘地ナキ必要費ガ年々増嵩スル斗リデアルニモ拘ラズ之ヲ負擔スル所ノ住民ノ擔稅力ハ殆ド皆無ノ状態ニ陥テ居ルノデアリマシテ、此點ニ付テハ全ク外聞ノ想像以上ノ悲慘ナ状态ニアルノデアリマス若シ夫レスノ如キ町村ニ於キマシテ今假リニ唯一ノ小學校舍ヲ焼失スル様ナコトガ有リマシタナレバ、恐ラク其ノ復舊ハ到底望ムコトガ出来ナイト申シテモ決シテ過言デハナイノデアリマス、斯様ナ實情デアリマスカラ町村ト致シマシテハ是非共平素何等カノ對應策ヲ講ジテ置カネバナラナイノデアリマスガ、御承知ノ通り、災害準備金トシテ積立ヲ爲ス程ノ餘裕ヲ持タナイ今日ノ町村財政ニ於キマシテハ、勢ヒ保険機關ヲ利用スルノ外ハナイデアリマス、故ニ此ノ保険業法第二條ノ規定ニ依ラザル所ノ單行法ヲ制定致シマシテ如上ノ目的ヲ達シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、即チ本案ニ依リマシテ常ニ町村ガ火災ノ爲ニ累セラレツツアル所謂町村財政ノ動搖ヲ未然ニ防グト共ニ相互ニ其ノ財産ノ安固ヲ圖ラントスルニアルモノニシテ殊ニ灾害ノアリタル町村住民ヲシテ一時ニ急激ナル負擔カラ免レシメシタトイノガ本案ノ趣旨トシテ重要な部分ヲ爲シテ居ルノデアリマス、既ニ御承知ノ通り現在全國約一万二千ノ町村ニ於ケル小學校舍トカ或ハ役場廳

初年度ニ於テスラ僅々二圓ヲ以テ充分ニ事ガ足リルノデアリマシテ、而カモ詳細ナル調査ノ結果ニ依リマスト既ニ組合ハ創立五年目ニ於テ其レ迄ニ積立テタル剩餘金ノ一部ヲ拂戾スコトガ出來ル様ニナテ居リマスガ故ニ、之ヲ差引キマスルト結局二圓以下ノ保険料トイフ破格ナモノニナルノデアリマシテ只此ノ一事丈ケニ依テモ既ニ町村自治體ノ財政上ニ齎ラス利益トイフモノハ實ニ莫大ナモノガアルノデアリマス、而シテ町村自體ガ組合ヲ經營シテ居リマスガ故ニ契約上ニ關スル信用ニ付テモ、從來會社ニ對スル様ナ懸念ハ毫モナクナリ、又從來ノ分擔保險ノ煩雜ナル手數モ自ラナクナルノデアリマス、更ニ之ヲ保險其モノカラ申シマシテモ、同種ノ性質ヲ有スル危險ノミヲ集合シテ保險スルノデアリマスカラ、其ノ保險技術ハ頗る容易トナルノデアリマシテ、其結果ハ個々ノ建物ノ實際ノ危險ニ即シマシタル妥當ナル保險ガ行ハレルコトニナルノデアリマス、大體以上ノ様ナ理由ヲ有チマシテ本案ニ依ル相互組織ノ保險事業ヲ町村ガ營ムト言フコトニナリマスレバ、現在及將來ニ於ケル町村自治體ノ利益ト言フモノハ蓋シ莫大ナモノデアルコトヲ信ジテ疑ハヌノデアリマス

○作田高太郎君 本案ハ藤田若水君外四名提出、中央卸賣市場法中改正法律案外八件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス	○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ	〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○作田高太郎君 本案ハ川島正次郎君外九名提出ノ關稅定率法中改正法律案外十七件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス	○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ	〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ	○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ	〔異議ナシト呼フ者アリ〕

充實ヲ期シ難イ例令バ現下ノ世界ノ政情不安、財界不況、失業増大、思想陰悪等ノ如キ根本的解決ハ科學的研究發明ニ俟ツノ外ハナイ今我ガ國ノ狀態ヲ見ルニ教育及教育上ノ施設ハ或ル程度ノ進歩ヲ遂ゲテ居ルニ反シ學術研究發明發見等ニ關スル機關ハ甚ダ少ナク官民ノ之ニ對スル態度モ亦極メテ冷淡デアル元來學校ハ研究所ノ一部デアリ得ルケレドモ其ノ最良モノデアリ得ナイ即チ我ガ國教育ガ普及及發達シテ居ルニ拘ラズ國家産業ト國民生活ノ向上發達ニ寄與スル所甚ダ尠イコトニ徵シテモ判ル我ガ國ノ文明ハ久シク輸入若クハ模倣デアツタソレガ現在ノ各方面行詰リノ實狀ヲ生ジタノデアル輓近漸ク其ノ非ノ悟リ其ノ域ヲ脫シ獨創時代ニ入リツツアル又一面我ガ國民ノ能力モ其ノ負擔ニ堪エ得ルコトヲ實證シ來ツタ故ニ此ノ際萬難ヲ排シ學術ノ研究ヤ發明發見等ガ助長シ獎勵スルノ方策ヲ講ズルコトガ我ガ行詰レル國狀ヲ打開シ建國ノ使命ヲ全ウスル所以デアルト確信シ本案ヲ提出スルノデアル

題ニ致シマシテモ、彈壓ヤ、或ハ單ナル情誼ニ依シテ是ガ完成ハ致サレマセヌ、即チ學術研究ニ其基礎ヲ置キマシタル、理論ニ依シテノ善導ノ方針デナケレバナラヌノデアリマス、又產業ノ如キモノハ、人類御互ニ幸福ヲ増進スペク努メル、其處ニ價値ガアルノデアリマスケレドモ、是亦學術ニ基礎ナクシテ之ヲ完成スルコトハ出來マセヌ、農村ノ振興ノ如キモノ、或ハ水產立國ト稱セラル、如キモノモ、或ハ人口問題モ、食糧問題モ、悉クソレ等ノ根本的ノ解決ハ、學術的研究ニ依シテ、產業ノ發達ヲ圖ルノ外ニハ得ラレヌノデアリマス(拍手)近來盛ニ世界ヲ風靡シテ居リマス不景氣ノ問題モ、或ハ失業問題モ、其應急的ノ手段ト致シマシテハ、或ハ行政上ノ處置モアリマセウシ、或ハ立法技術ニ依ル場合モアリマセウケレドモ、併ナガラ其根本對策ハ、學術的研究ニ根據ヲ置ク產業ノ振興ヲ圖ル以外ニハナイト私共考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)過ぐル歐洲ノ大戰ノ際、獨逸方能ク世界ノ列強ヲ相手トシテ、五箇年間ニ三耐ヘ得タ云フコトモ、一ニ獨逸ガ學問ノ基礎ニ立タ、即チ學術研究ノ出來テ居タ結果ガ、茲ニ立至ラシメタモノノデアルト信ジマス(拍手)吾々ガ今後國防充實ヲ圖ルニ付キマシテモ、殊ニ學術研究ニ其基礎ヲ置カレバナリマセヌ

氣ニ襲ハレズ、失業ニ襲ハレズニ居ルコト  
ハ、悉ク和蘭國民ノ、殊ニ今日ノ青年ノ多  
數ガ政治家ニナラントセズ、外交家トナラ  
ントセズ、軍人トナラントスルコトヲ廢メ  
テ、悉ク彼等ガ學問ニ精進シテ、學者ト  
シテ世界的人物ニナラントンテ居ルト云  
フ、此國民的所謂學問立國ノ下ニ置カレテ  
居ルト云フコトニアルト私ハ考ヘテ居リマ  
ス(拍手)現ニ御承知ノ如ク「アムステルダ  
ム」ノ金融市場ガ、紐育ノ市場、倫敦ノ市場  
ト竝ビ稱セラレルト言フテハ語弊ガアルカ  
知レマセヌガ、世界ノ三大金融市場ニ算ヘ  
ラレテ居ルニ立至タコトモ、全ク學問立國  
ノ結果デアルト、私共ハ固ク信ズルノデア  
リマス(拍手)

集ヲ致シテ一大調査研究ヲ遂ゲタ、之ニ彼等ガ非常ナル力ヲ擧ゲタト云フコトハ、露西亞産業ノ將來ニハ、一ノ囁目スペキ所ノモノガアルコトヲ認メネバナラヌノニアリマス、此他大學ト共ニ學術研究ニ大ニ力ヲ盡シテ居リマス、又獨逸ニ於キマシテモ、英吉利ニ於キマシテモ、ソレハ斯様ナモノガアリマス、英國ノ如キハ研究省ノ設立モセラレマシタリイムベリアルトラスト」ヤ「メデカルレサーチ、カウンシル」ナゾガアリマシテ、學術研究ニ努メテ居リマス、又獨逸ノ如キハ御承知ノ通り「カイゼルウイルヘルム、ゲゼルシヤフト」ガアリ、或ハ「ノートゲマインシヤフト」ガアリマシテ、國運ノ振興ニ資シテ居リマス、斯ノ如キコトニ依テ、世界ノ各國ハ争ウテ之ヲ努メテ居ルノデアリマス



○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

目程第46乃至第49ハ便宜上一括議題ト致シマス

議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第46乃至第49ハ便宜上一括

議題ト致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第46乃至第49ハ便宜上一括シテ議題ト致シマス

第五十 產金政策樹立ニ關スル建議案  
〔木下成太郎君外二名提出〕

日程第56乃至第63ハ便宜上一括  
議題トナスニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

第六十四 無線電信ノ裝置ニ關スル建  
議案(小池仁郎君提出)

第六十五 那霸港鹿兒島港間並那霸港  
大坂港間命令航路開始ニ關スル建議  
案(鶴山嗣君提出)

第五十一 柑橘北米輸出ニ關スル建議  
案(山道襄一君外十名提出)

第五十二 織物輸出獎勵ノ爲海外事情  
調査ニ關スル建議案(多本久米次郎  
君提出)

第六十六 八戸港絶角ニ燈臺建設ニ關  
スル建議案(山内亮君外二名提出)

第五十三 日本萬國博覽會開催ニ關ス  
ル建議案(植原悅一郎君提出)

第五十七 原蠶種園營ニ關スル建議案  
(百瀬渡君外五名提出)

第六十七 八戸港絶角ニ燈臺建設ニ關  
スル建議案(山内亮君外二名提出)

第五十四 產金政策樹立ニ關スル建議案  
(植原悅一郎君外二名提出)

第五十八 新湊漁港修築ニ關スル建議  
案(山田毅一君提出)

第六十八 新湊漁港修築ニ關スル建議  
案(山田毅一君提出)

第五十五 貴衆兩院議長副議長及議員  
優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外  
二名提出)

第六十九 宗廟區裁判所ニ地方裁判所  
支部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十九 沖繩縣石垣町竝名護町ニ區  
裁判所設置ニ關スル建議案(崎山嗣  
君提出)

第五十六 原蠶種園營ニ關スル建議案  
(原蠶種園營ニ關スル建議案外四件ノ委員  
外四名提出、中央卸賣市場法中改正法律案外  
九件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマ  
ス)

第六十 糸ヶ瀬漁港修築ニ關スル建議案  
(糸ヶ瀬漁港修築ニ關スル建議案外四件ノ委員  
外四名提出)

第七十 帶廣區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君  
君提出)

第五十七 原蠶種園營ニ關スル建議案  
(原蠶種園營ニ關スル建議案外四件ノ委員  
外四名提出、中央卸賣市場法中改正法律案外  
九件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマ  
ス)

第六十一 米麥混砂擣精禁止ニ關スル  
建議案(小池仁郎君外四名提出)

第七十一 鬼怒川水利ニ關スル建議案  
(鬼怒川水利ニ關スル建議案外二名提出)

第五十八 氷見漁港第二期工事速成ニ  
關スル建議案(山田毅一君提出)

第六十二 鬼怒川水利ニ關スル建議案  
(鬼怒川水利ニ關スル建議案外二名提出)

第六十二 鬼怒川水利ニ關スル建議案  
(鬼怒川水利ニ關スル建議案外二名提出)

第五十九 氷見漁港第二期工事速成ニ  
關スル建議案(山田毅一君提出)

第六十三 國立園藝試驗場設置ニ關ス  
ル建議案(菊池良一君)

第六十三 國立園藝試驗場設置ニ關ス  
ル建議案(菊池良一君)

第六十 糸ヶ瀬漁港修築ニ關スル建議案  
(糸ヶ瀬漁港修築ニ關スル建議案外二名提出)

第六十四 無線電信ノ裝置ニ關スル建  
議案(小池仁郎君提出)

第六十四 無線電信ノ裝置ニ關スル建  
議案(小池仁郎君提出)

第六十一 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十一 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十二 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十二 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十三 國立園藝試驗場設置ニ關ス  
ル建議案(菊池良一君)

第六十三 國立園藝試驗場設置ニ關ス  
ル建議案(菊池良一君)

第六十四 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十四 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十五 貴衆兩院議長副議長及議員  
優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外  
二名提出)

第六十五 貴衆兩院議長副議長及議員  
優遇ニ關スル建議案(一松定吉君外  
二名提出)

第六十六 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十六 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十七 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十七 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第六十八 大牟田市ニ區裁判所設置ニ  
關スル建議案(木村義雄君外二名提出)

第六十八 大牟田市ニ區裁判所設置ニ  
關スル建議案(木村義雄君外二名提出)

第六十九 沖繩縣石垣町竝名護町ニ區  
裁判所設置ニ關スル建議案(崎山嗣  
君提出)

第六十九 沖繩縣石垣町竝名護町ニ區  
裁判所設置ニ關スル建議案(崎山嗣  
君提出)

第七十 帶廣區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君  
君提出)

第七十 帶廣區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君  
君提出)

第七十一 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十一 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十二 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十二 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十三 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十三 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十四 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十四 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十五 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十五 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十六 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十六 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十七 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十七 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十八 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

第七十八 梓櫻區裁判所ニ地方裁判所支  
部設置ニ關スル建議案(手代木隆  
吉君提出)

「異議ナシ」ト呼フ者アリ】

テ惹起セラレタル公債問題ニ對シ、政府ニ

所ニ於テ、佛蘭西ノ檢事ガ此問題ニ對シテ

能ク聽カセナケレバナラヌト思フノデアリ

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○議長（藤澤幾之輔君）　御異議ナシト認メ  
マス、日程第七十一及ビ第七十二ヲ一括シ  
テ議題ト致シマス

第七十一 尼港事件殉難者遺族及被害者ノ賠償倍賞ニ關スル建議案(平山)

岩彦君外六名提出

(服部教一君外三名提出)  
〔建議案及理由書ハ追テ別冊ニ掲載ス〕

○作因高太郎君　兩案ヲ一括シテ宮川一貫  
書提出、相馬在主羽祥八・政齊ニ關スル壁義

君提出 間島在住朝鮮ノ米澤ニ關スハ延請  
案外十件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御  
望ミマス

異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ  
マス、乃テ勅議ノ如ク決ンマシタ

○作田高太郎君 日程第七十三八之ヲ後廻  
、此堅實明ノ客聲ニ附ニシテ見也

シトナシ、此際質問ノ答辯ニ對スル意見陳述ヲ許サレンコトヲ望ミマス。

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

マス、是ヨリ質問ノ答辯ニ對スル意見ノ陳述ノ事可也、

述テ許可致シマス 田川大吉郎君

○議長(藤澤幾之輔君) 本田義成君

東京市對佛國訴訟事件ニ關スル質問ノ答  
辯ニ對スル本田義成君ノ意見

○**本田義成君** 東京市下佛蘭西下ノ間ニ於  
〔本田義成君登壇〕

ハ是非共外務大臣ヲ鞭撻シテ、此訴訟ノ解決ヲ付ケルヤウニ努力セラレンコトヲ望ム次第アリマス

○副議長(小山松壽君) 丹下茂十郎君

愛知縣油ヶ淵悪水路開鑿ニ關スル質問ノ答辯ニ對スル丹下茂十郎君ノ意見

(丹下茂十郎君登壇)

○丹下茂十郎君 諸君 私ハ曩ニ愛知縣碧海郡ニ於キマシテ、河川改修當時ニ國費ノ補助ニ依テ行ハレ用、悪水幹線補助工デアリマス、此二ツノ事業ヲ併せ行フ計畫が成立チマシテ、其第一期ノ計畫アル油ヶ淵ノ悪水路ノ開鑿問題ニ付キマシテ、昨年ノ二月内務大臣ガ認可ヲ與ヘタノデアリマスガ、是ガ七月ニ至リマシテ、更ニ其反対ノ方向ニ新シク一線悪水路ヲ開鑿スルト云フ

設計變更ノ認可ヲ與ヘタ問題デアリマス、是ハ單ニ地方ノ問題ノヤウデアリマスガ、此問題ハ實ニ重大ナル、即チ現内閣ノ地方行政ニ對スル彈壓ニ關スル問題デアリ

マス、故ニ之ニ對シテ質問書ヲ出シテ置キマシタ所ガ、極メテ簡單無責任ナル答辯ガ參テ居リマス、其詳細ヲ再質問致サウト思ヒマスルガ、何分會期モ御承知ノヤウナコトデ、其機會ガアリマセヌ、今日趣旨ノ御許ヲ得テ、要領ヲ書イテアリマスカラ辯明ヲト云フコトデアリマスガ、之ヲ申上

ゲテ居リマスト非常ニ時間ヲ要シマスカラ、私ハ時間ヲ省略スル意味ニ於テ、議長ノ御許ヲ得テ、要領ヲ書イテアリマスカラ

之ヲ速記錄ニ留メテ、私ハ今日ハ是デ止メルコトニ致シマス

○副議長(小山松壽君) 永田良吉君  
(永田良吉君登壇)  
航空ニ關スル質問ノ答辯ニ對スル永田良吉君ノ意見

○永田良吉君 航空ニ關スル質問ノ要旨ヲ極ク簡單ニ辯明致シマス、第一、去ル三月八日代々木ノ練兵場ニ於キマシテ、陸軍ノ航空演習ガアタノデアリマス、其時ノ椿事ニ

私ハ當日ノ飛行演習ハ、成功デアタト思フノデアリマス、觀衆モ二十万モ見エマシテ、又飛行演習ノ技術等ニ於キマシテモ、洵ニ立派ナル出來榮デアタノデアリマス、然ルニ最後丁度アノ煙幕劑ノ氣化方旨ク行カズシテ、非常ニ失敗ヲ致シマシタケレドモ、アレハ私ハ航空關係ノ失敗デハナクシテ、陸軍ノ化學研究所ノ失敗デアルト思フノデアリマス、此意味カラ將來決シテ陸軍ハ、アノ位ノ小サイ失敗ヲ以テ氣ヲ屈スルコトナク、益、航空ニ熱心ニ進展サレンコトヲ希望致ス次第アリマス

次ニ第二ハ、日支ノ定期飛行ノ開始ニ付キマシテ、昨年來度々質問致シテ居ルノデアリマスルガ、是等ノ御答辯ハ至テ簡潔デアッテ、其要領ヲ得テ居リマセヌ、私ハ今

日本ノ民間航空ノ發達上、支那ト日本ノ間ニ定期航空ヲ開始スルコトガ、一番大切ナ事項ト信ズルノデアリマス、然ルニ政府ハ昨年、今將ニ開始スルヤウナ段取ニナ、テ居ルト云フコトヲ答辯サレテ居ラレナガラ、過去一箇年ノ間、是ガ開始ヲ見ナイト云フコトハ、明カニ航空關係當局竝ニ外務省ノ失敗デハナイカト信ズルノデアリマス、皆様御承知ノ通リ隣邦支那ニ於ケル列國ノ航空進出ノ状態ハ、第一米國ヲ初メ獨逸ノ如キハ、單獨ニ航空條約ヲ結ンデ、支那大陸ニ進出セント致シテ居ルノデアリマス、然ノ便所ニ行クヤウナ、僅カ一千哩モナイヤウナ、アノ小サイ僅カノ空間ノ間ニ、日支連絡ノ定期飛行ガ出來ナイ、而モ獨逸ヤ米國ニ先鞭ヲ打タレタ、尙ホ露西亞ニ於テモ、英國佛蘭西等モ、漸次支那大陸ニ進出シテ居ル傾向デアル、此情勢ニ鑑ミテ、經濟的方面ノミナラズ、我國ノ國力發展ノ爲ニ、

又國防ノ見地カラ致シマシテモ、今日支那ト日本トノ間ニ航空事業ヲ開始スルコトハ、最モ急要ト思ヒマシテ本質問ヲ發シタ

明致シマス

私ハ當日ノ飛行演習ハ、成功デアタト思フノデアリマス、觀衆モ二十万モ見エマシテ、又飛行演習ノ技術等ニ於キマシテモ、洵ニ立派ナル出來榮デアタノデアリマス、然ルニ最後丁度アノ煙幕劑ノ氣化方旨ク行カズシテ、非常ニ失敗ヲ致シマシタケレドモ、アレハ私ハ航空關係ノ失敗デハナクシテ、陸軍ノ化學研究所ノ失敗デアルト思フノデアリマス、此意味カラ將來決シテ陸軍ハ、アノ位ノ小サイ失敗ヲ以テ氣ヲ屈スルコトナク、益、航空ニ熱心ニ進展サレンコトヲ希望致ス次第アリマス

次ニ第二ハ、日支ノ定期飛行ノ開始ニ付キマシテ、昨年來度々質問致シテ居ルノデアリマスルガ、是等ノ御答辯ハ至テ簡潔デアッテ、其要領ヲ得テ居リマセヌ、私ハ今

日本ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、遼寧省ニ簡單ナル航空局ガアルダケデアリス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

關シマシテ政府ノ意見ヲ聞イタノデアリマス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

遼寧省ニ簡單ナル航空局ガアルダケデアリス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

關シマシテ政府ノ意見ヲ聞イタノデアリマス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

遼寧省ニ簡單ナル航空局ガアルダケデアリス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

關シマシテ政府ノ意見ヲ聞イタノデアリマス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

遼寧省ニ簡單ナル航空局ガアルダケデアリス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

關シマシテ政府ノ意見ヲ聞イタノデアリマス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

遼寧省ニ簡單ナル航空局ガアルダケデアリス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

關シマシテ政府ノ意見ヲ聞イタノデアリマス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

遼寧省ニ簡單ナル航空局ガアルダケデアリス、今日我國ノ民間航空ノ指導監督ノ府ハ、

ナイト云フノハ、第一私ハ飛行場ガ少イト云フコトガ、主ナル原因デアルト思テ居リマス、此理由カラ日本全國ノ到ル處ニ飛行場ヲ設ケナケレバナラヌ、之ニ對シテ政府ハ補助ヲ發スルトカ、何等カノ方便ヲ以テ、

第七ニハ、航空學校竝ニ航空ノ研究所ヲバ設置シテ貰ヒタイト云フ意味ノ質問ヲシテハ、陸海軍ノ方ニハ無論航空ノ學校モアリマスケレドモ、民間航空ノ研究ヲスル學校ハ、單ニ貧弱ナル私立ノ學校ガアルダケデ、技術方面ト云ヒ、或ハ工藝方面ト云ヒ、此研究ガ遲レテ居ルノデアリマス、是等ノ國立ノ機關ニ依リ、若クハ國家ノ補助ニ依テ、モット權威アル航空學校ヲ造テ戴キタ

ス、是等ニ對シテ政府當局ノ意見ヲ質シタ

テ、モット權威アル航空學校ヲ造テ戴キタ

ス、今日多少ノ飛行機ノ製作工場ハアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマス、今日多少ノ飛行機ノ製作工場ハアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマス、今日多少ノ飛行機ノ製作工場ハアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ベマスト、頗爾貧弱ナ狀態ニ在ルノデアリマスケレドモ、是ハ主トシテ日本ノ陸海軍ニ之ヲ納メテ居ル、民間ニ對スル飛行機ノ

ヌノデアリマス、是等ノ國內ノ航空輸送ヲ、此際チニ促進スルヤウナ方法ヲ執ルノ意思ハナイカト云フコトヲ質問シタ次第アリマス

次ニハ國民一般ニ航空思想ノ涵養ノ必要ガアル、之ニ對スル政府ノ意見ヲ聽イタ譯デアリマスルガ、一體我國ニ於テハ歐米各國ノ如ク、アノ歐洲大戰亂ニ參加ヲシナカッタ、ソレカラ此空軍ノ慘害ニ對シマシテ、體驗ト知識ガ乏シイ、斯ウ云フ理由カラ、我國ニ於キマシテハ、政府當局ノ總理大臣ヤ閣僚ノ方モ飛行機ニ乗ツタ人モ少イノデ、其他一般ノ航空ニ關スル知識ガ、國民一般トモ缺乏ヲ致シテ居ルノデアリマス、是等三對シマシテ、上ハ政府當局ヨリ下ハ國民ニ對シテ、航空思想ノ涵養ガ必要ト思ヒマシテ、此質問ヲ發シタ譯デアリマス

次ニハ東亞ニ於ケル航空空權ノ獲得ガ一番大切デアルト云フコトヲ、政府ニ質問致シタ譯デアリマスルガ、御承知ノ通り東亞ニ于ケル所ノ航空權ハ、日本ノ國防上又經濟的ノ發展ノ上ニ、最モ重要ナル案件ト信スルノデアリマスルガ、前述ノ如ク歐洲各國ハ東洋ニ向テ駆々乎トシテ進出シテ參ルニ拘ラズ、我國ハ未ダ支那ニ向テ一指モ染メラレナイト云フコトハ、洵ニ憤慨ニ堪ヘナイノデアリマス、此理由カラ本質問ヲ發シタ譯デアリマス

次ニハ歐洲ト日本トノ航空連絡ニ付キマシテ質問シタ譯デアリマスガ、歐洲カラ我ガ日本ニ向ヒマシテハ、東洋ニ向ヒマシテハ、盛ニ航空ノ連絡ヲ圖テ居リマスガ、進ンデ我國カラ歐洲方面ニ突進シテ行ク勇氣ガナイノヲ非常ニ悲ミマシテ、此質問ヲ發シタ譯デアリマス

次ニ又太平洋ト南洋方面ニ向ヒマシテノ航空ニ關スル質問ヲシタノデアリマスガ、布哇太平洋モ直チニ米國ノ航空方面カラ、布哇若クハ比律賓ヲ經テ亞細亞トノ連絡モ近ク出來ハシナイカト思ヒマス、又邦人ノ發展

上重要ナル南洋方面ニ向テノ航空路ヲ開拓スルコトガ必要ト思ヒマスノデ、是等ノ質問ヲシタノデアリマス

次ニハ我國ノ陸海軍ノ空軍ノ兵力ニ對シテ質問ヲシタノデアリマス

リ海軍ハ今年十四臺モ擴張セラレル案ガ出タルノデアリマスカラ、先以テ所望ノ幾分ガ達セラレルノデアリマスガ、陸軍ト致シマシテハ、空軍ノ兵力ハ均勢ヲ失テ居ルト思ヒマス、現在ノ陸軍ノ空軍ノ勢力デハ、僅カ露西亞一箇國ニスラ對抗スルコトガ出來ナイ現狀デアリマスカラ、此點ニ付テ日本ノ陸軍ノ空軍ノ勢力ヲ擴張シナケレバナラ又必需要ガアリマス、茲ニ空軍シテ最モ必要ナ爆擊隊ハ、急速ニ擴張スル必要ガアリハシナイカト云フコトヲ質問シタ譯デアリマス

次ニ民間航空ノコトハ、前ニ申シマシテガ、是ハ一面カラ見マスト、民間航空勢力ハ、陸海軍ノ空軍ノ豫備隊ノ役目ヲ爲ス重大ナル責務ガアリマスカラ、日本ノ貧弱ナル民間航空勢力デハ、迎モ列國ト對抗出来ナイ、イザ鎌倉ト云フ場合ニ於キマシテ、斯ノ如キ貧弱ナル民間航空勢力デハ、確ニ國防ニ不安ガアリハシナカト思ヒマス、吾々ハ國防ノ事ニ對シマシテハ、吾黨ヨリモ閣僚ニ色々質問ガアリマシタガ、其際政府ハ何時モ國防ハ不安ナシ、安固デアルト云フコトヲ仰シヤイマシタガ、今日ノ空軍ヲ考ヘナインデ、國防不安ナシト云フコトハ、モ閣僚ニ無責任極マル御答辯デアルト思フノデアリマス、此意味カラ私ハ將來ノ國防ハ、海陸軍ノ力ダケデハイケナイ、即チ空軍ノ力ノ充實シナケレバ不安デアルト云フ、深キ捷徑デ、最モ適切ナ案デハナイカト考ヘマシテ質問致シタ譯デアリマス

以上私ハ二十項ニ瓦リマシテ、我國ノ主トシテ民間航空ノ發達ヲ圖ル必要ヲ感ジマシテ、以上ノ質問ヲ發シタ譯デアリマス、長イ間御清聽ヲ煩シマシタ

○副議長(小山松壽君) 板谷順助君  
北海道拓殖問題並漁業問題ニ關スル質問ノ答辯ニ對スル板谷順助君ノ意見

テ陛下ノ天覽ニ供シテ居リマスガ、是レ位心細イコトハアリマセヌ、海軍ニ於キマシテハ、新兵器ガアル場合ニハ、之ヲ質問ヲシマシテ居リマス、陸軍ハ僅カ十二三臺ノ飛行機ヲ使テヤッテ居リマス

次ニ我國ノ陸海軍ノ空軍ノ兵力ニ對シテ質問ヲシタノデアリマス

リ海軍ハ今年十四臺モ擴張セラレル案ガ出タルノデアリマスカラ、先以テ所望ノ幾分ガ達セラレルノデアリマスガ、陸軍ト致シマシテハ、空軍ノ兵力ハ均勢ヲ失テ居ルト思ヒマス、現在ノ陸軍ノ空軍ノ勢力デハ、僅カ露西亞一箇國ニスラ對抗スルコトガ出來ナイ現狀デアリマスカラ、此點ニ付テ日本ノ陸軍ノ空軍ノ勢力ヲ擴張シナケレバナラ又必需要ガアリマス、茲ニ空軍シテ最モ必要ナ爆擊隊ハ、急速ニ擴張スル必要ガアリハシナイカト云フコトヲ質問シタ譯デアリマス

次ニ日本ノ陸軍ニ於キマシテ、水上飛行機ヲ使テ居ナイ、是ハ私ハ腑ニ落チヌノデアリマス、一體我國ハ四面環海デアル、又飛行機ヲ使テヤッテ居リマス、此點ニ於キマシテ、日本ノ陸軍ノ飛行機ハ沟ニ御話ニナラヌト云フノデ質問ヲシタノデアリマス

次ニ日本ノ陸軍ニ於キマシテ、水上飛行機ヲ使テ居ナイ、是ハ私ハ腑ニ落チヌノデアリマス、一體我國ハ四面環海デアル、又飛行機ヲ使テヤッテ居リマス、此點ニ於キマシテ、日本ノ陸軍ノ飛行機ハ沟ニ御話ニナラヌト云フノデ質問ヲシタノデアリマス

次ニ民間航空ノコトハ、前ニ申シマシテガ、是ハ一面カラ見マスト、民間航空勢力ハ、陸海軍ノ空軍ノ豫備隊ノ役目ヲ爲ス重大ナル責務ガアリマスカラ、日本ノ貧弱ナル民間航空勢力デハ、迎モ列國ト對抗出来ナイ、イザ鎌倉ト云フ場合ニ於キマシテ、斯ノ如キ貧弱ナル民間航空勢力デハ、確ニ國防ニ不安ガアリハシナカト思ヒマス、吾々ハ國防ノ事ニ對シマシテハ、吾黨ヨリモ閣僚ニ色々質問ガアリマシタガ、其際政府ハ何時モ國防ハ不安ナシ、安固デアルト云フコトヲ仰シヤイマシタガ、今日ノ空軍ヲ考ヘナインデ、國防不安ナシト云フコトハ、モ閣僚ニ無責任極マル御答辯デアルト思フノデアリマス、此意味カラ私ハ將來ノ國防ハ、海陸軍ノ力ダケデハイケナイ、即チ空軍ノ力ノ充實シナケレバ不安デアルト云フ、深キ捷徑デ、最モ適切ナ案デハナイカト考ヘマシテ質問致シタ譯デアリマス

以上私ハ二十項ニ瓦リマシテ、我國ノ主トシテ民間航空ノ發達ヲ圖ル必要ヲ感ジマシテ、以上ノ質問ヲ發シタ譯デアリマス、長イ間御清聽ヲ煩シマシタ

○副議長(小山松壽君) 板谷順助君  
北海道拓殖問題並漁業問題ニ關スル質問ノ答辯ニ對スル板谷順助君ノ意見

テ陛下ノ天覽ニ供シテ居リマスガ、是レ位心細イコトハアリマセヌ、海軍ニ於キマシテハ、新兵器ガアル場合ニハ、之ヲ質問ヲシマシテ居リマス、陸軍ハ僅カ十二三臺ノ飛行機ヲ使テヤッテ居リマス

次ニ從來陸軍デオヤリニナツテ居ル特別大演習ニ於キマシテ、我ガ陸軍ノ航空兵力ハ頗ル貧弱ナルモノデアル、一體大演習ニ答辯ニ對スル板谷順助君ノ意見

次ニ又太平洋ト南洋方面ニ向ヒマシテノ航空ニ關スル質問ヲシタノデアリマスガ、布哇太平洋モ直チニ米國ノ航空方面カラ、布哇若クハ比律賓ヲ經テ亞細亞トノ連絡モ近ク出來ハシナイカト思ヒマス、又邦人ノ發展

○副議長(小山松壽君) 板谷順助君  
北海道拓殖問題並漁業問題ニ關スル質問ノ答辯ニ對スル板谷順助君ノ意見

テ陛下ノ天覽ニ供シテ居リマスガ、是レ位心細イコトハアリマセヌ、海軍ニ於キマシテハ、新兵器ガアル場合ニハ、之ヲ質問ヲシマシテ居リマス、陸軍ハ僅カ十二三臺ノ飛行機ヲ使テヤッテ居リマス

次ニ我國ノ陸海軍ノ空軍ノ兵力ニ對シテ質問ヲシタノデアリマス

リ海軍ハ今年十四臺モ擴張セラレル案ガ出タルノデアリマスカラ、先以テ所望ノ幾分ガ達セラレルノデアリマスガ、陸軍ト致シマシテハ、空軍ノ兵力ハ均勢ヲ失テ居ルト思ヒマス、現在ノ陸軍ノ空軍ノ勢力デハ、僅カ露西亞一箇國ニスラ對抗スルコトガ出來ナイ現狀デアリマスカラ、此點ニ付テ日本ノ陸軍ノ空軍ノ勢力ヲ擴張シナケレバナラ又必需要ガアリマス、茲ニ空軍シテ最モ必要ナ爆擊隊ハ、急速ニ擴張スル必要ガアリハシナイカト云フコトヲ質問シタ譯デアリマス

次ニ日本ノ陸軍ニ於キマシテ、水上飛行機ヲ使テ居ナイ、是ハ私ハ腑ニ落チヌノデアリマス、一體我國ハ四面環海デアル、又飛行機ヲ使テヤッテ居リマス、此點ニ於キマシテ、日本ノ陸軍ノ飛行機ハ沟ニ御話ニナラヌト云フノデ質問ヲシタノデアリマス

次ニ日本ノ陸軍ニ於キマシテ、水上飛行機ヲ使テ居ナイ、是ハ私ハ腑ニ落チヌノデアリマス、一體我國ハ四面環海デアル、又飛行機ヲ使テヤッテ居リマス、此點ニ於キマシテ、日本ノ陸軍ノ飛行機ハ沟ニ御話ニナラヌト云フノデ質問ヲシタノデアリマス

次ニ民間航空ノコトハ、前ニ申シマシテガ、是ハ一面カラ見マスト、民間航空勢力ハ、陸海軍ノ空軍ノ豫備隊ノ役目ヲ爲ス重大ナル責務ガアリマスカラ、日本ノ貧弱ナル民間航空勢力デハ、迎モ列國ト對抗出来ナイ、イザ鎌倉ト云フ場合ニ於キマシテ、斯ノ如キ貧弱ナル民間航空勢力デハ、確ニ國防ニ不安ガアリハシナカト思ヒマス、吾々ハ國防ノ事ニ對シマシテハ、吾黨ヨリモ閣僚ニ色々質問ガアリマシタガ、其際政府ハ何時モ國防ハ不安ナシ、安固デアルト云フコトヲ仰シヤイマシタガ、今日ノ空軍ヲ考ヘナインデ、國防不安ナシト云フコトハ、モ閣僚ニ無責任極マル御答辯デアルト思フノデアリマス、此意味カラ私ハ將來ノ國防ハ、海陸軍ノ力ダケデハイケナイ、即チ空軍ノ力ノ充實シナケレバ不安デアルト云フ、深キ捷徑デ、最モ適切ナ案デハナイカト考ヘマシテ質問致シタ譯デアリマス

以上私ハ二十項ニ瓦リマシテ、我國ノ主トシテ民間航空ノ發達ヲ圖ル必要ヲ感ジマシテ、以上ノ質問ヲ發シタ譯デアリマス、長イ間御清聽ヲ煩シマシタ



○鈴木梅四郎君登壇

諸君、私ノ演説ノ趣意ハ超黨派的ノ問題デアリマシテ、私ノ信ズル所ニ依リマスレバ、此問題ハ今日マテ此議會ニ於テ閑却サレテ居リマシタケレドモ、其御典醫古橋近キ數年ノ間ニハ全國民ノ多數ヲ占メテ居リマス所ノ庶民階級カラ、囂々トシテ議論ガ起リ、此議會ノ大問題トナルベキモノアルト云フコトヲ申上げテ、簡単ニ其趣意ヲ申述べル次第アリマス。

少シ専門ニ至リマスルケレドモ、我國ノ醫藥制度ト申シマスルモノハ、建國ノ初ヨリ國家的、社會的デゴザイマシテ、歐米ノ如ク、又日本ノ今日ノ如ク、個人的、營利的デハナカツクノアリマス。

此歴史ニ付テ考ヘマスレバ、今ヨリ約千三百年前、推古天皇ノ時分ニ、四天王寺ト

云アモノガ浪速ニ設ケラレタ、其四大王寺ノ申ニ施藥院、療病院、悲田院ト云フモノガ立派ニ出來テ居リマシタ、是ガ所謂貧富ノ階級ヲ問ハズ、疾病負傷ノアル者ヲ治療シタド云フノデ、日本ノ歴史ニ光彩ヲ放テ居ルノデアリマス、是ハ確ニ今日ノ所謂社會政策ノ最意義ノアルモノヲ實施シタノデアブテ、我國ノ歴史ノ上ニ於テ、外國ニ對シテモ誇ルベキモノデアルト信ズルノデアリマス、ナゼナレバ、「アンダロサクソン」ノ勢ハ、今日世界ヲ壓倒シテ居リマスケレドモ、我國ニ此立派な社會政策ガ行ハレタ時分ニハ、「アングロサクソン」ノ如キハ、マダ北歐ノ森林カラ出ア野蠻時代ヲ遠ク離レナイ時代デアル、尙ホ其後天武天皇ノ大寶令ニ於キマシテハ、醫學校ノ制度ガ定メラレマシテ、各科専門ノモノガ十分ニ立ッテ居リマス、又八代將軍ノ時ニ、是ハ有名

アルト云フ人、街頭ノ土工、職工ノ脈ヲ取タコトニ付テ問題ガ起リマシタ、所ガ此人ガ昂然トシテ其非難ニ答ヘルノニ、御典醫ト雖モ、何モ庶民ノ脈ヲ取テ惡イコトハナイデハ

ナイト云フコトデ、所謂仁術ノ實ヲ發揮シタ、其事ガ數日ヲ經テ將軍ノ耳ニ入シタノデ、將軍ハ怒ルト思ヒノ外、其御典醫古橋ニ對シテ非常ナ麥メ言葉ヲ與ヘタ、斯様ナコトガアリマス、又維新前マテノ日本ノ醫術ト云フモノハ、確ニ仁術ヲ離レナシテ居リマシタ、ト云フノハ貧富ノ階級ノ如何ニ依ッテ藥價、診察料ヲ取ルト云フコトハシテ居リマセヌ、益暮ニ農民ハ、或ハ自ラ作りマシタ農產物ナドア先生ノ所ニ持テ行ッテ御禮ヲシタリ、或ハ町家ノ人々ハ、貧富ニ應ジテ、少々ツ、ノ禮ヲ持テ行ク、而モ其中ノ感心ナル御醫者サンハ、此貧富ノ階級ニ謂禮ノ厚薄ヲ明カニシテハイカヌト云フノデ、或ル醫者ノ如キハ、玄關前ニ鹽ヲ置キマシテ、鹽ノ中ニ水ヲ入レ、禮ニ持テ來タ其禮物ハ紙ニ包ンダ儘其水ノ中ニ投入レサシタノデアリマス、何人ガ何程ノ禮ヲ持テ來タカト云フコトヲ知ラセナイヤウニシテ、貧乏人モ金持モ、與ニ俱ニ安ンジテ醫者ニ掛ルコトノ出來ルヤウナコトヲシタ御醫者サンモアルノアリマス。

之ヲ要スルニ日本ノ醫藥制度ト云フモノハ、昔カラ歷史上カラ申シマシテモ、實際上カラ申シマシテモ、確ニ國家的、社會的デアブテ、貧富ノ懸隔、階級ノ如何ニ依テ疾患負傷ノ治療ト云フモノニ差別ヲシテ居ルト云フ事實ハナイノアリマス、然ルニ今

日ハ如何デアルカト云フト、我ガ帝國ノ此リマス、涙ナクシテ此醫學醫術ノ進歩ノ歴史ヲ見ルコトガ出來ナイ程ノ先人ノ努力デゴザイマス、之方即チ今日ノ日本醫學醫術ノ進歩改良ヲ圖ッタ事實ガ歴々トシテアリマス、

タル第一ノ原因デアリマス

第二ハ何デアルカ、明治政府ガ初メテ國

ノ開いて、世界萬國ト交渉ヲシテ行クニ付テハ、何ハ扱テ措イテモ國ヲ富マン、兵ヲ

本ノ醫學醫術ノ恩恵ニ浴スルモノハ何人デアルカト申シマスレバ、國民一切平等、

スルト云フト、此進歩發達致シマシタル日

主ナルモノヲ擧ゲマスレバ、此三箇ノ事情ニ依テ我國ノ醫學醫術ト云フモノハ今日

ノ如ク盛ニナツタモノデアリマス、シテ見マ

クテハ相成ラヌ譯デアリマス、金持若クハ

貧民、其間ニ階級ヲ設ケテ、此醫學醫術ノ恩恵ニ差別的待遇ヲスルト云フコトハ、此

發達ノ歴史ニ考へ、原因ニ考ヘテモ、間違テ居ルノデアリマス、此最新ノ醫學醫術ノ

リマス、今日ノ醫藥制度ニ於キマシテハ、

醫師社會ハ所謂私ノ醫藥「トラスト」ト云フ

モノヲ結シテ居リマシテ藥價診察料ト云フ

ク當然ノコトデアリマス、然ルニ如何デアリマス、

リマス、今日ノ醫藥制度ニ於キマシテハ、

其第一ノ理由ト致シマシテ茲ニ申上ゲマス、日本ノ醫學、醫術ト云フモノハ、今日

ニ較ベマシテモ一二ヲ争ヒ、我ガ日本帝國

ノ政治家ノ大見識ニ依テ醫學醫術ノ獎勵ヲシタト云フコトガ、第一ノ原因ニナツテ居

リマス、又昔ハドウシテモ不具ニナルベキ幸福ナル時代ニ際會シタルコトハ古來ナ

イト申シテモ宜イ程進歩致シテ居リマス、而シテ日本ノ醫學が漸ク進歩發達シマシタ

原因ハ何處ニ在ルカト申シマスト、三ツアリマス、ソレハ何デアルカ、第一ハ建國以

來吾々ノ先人ガ醫學醫術ノ爲ニ奮闘努力シ

タ、其努力ノ累積シタル結果ト云フモノガ段々先人カラ傳ハリ傳テ、茲ニ日本ノ醫學

醫學ノ基礎ヲ築イタト云フコトデアル、遠ク朝鮮ヲ師トシ、支那ヲ師トシ、印度ヲ師

トシタ、アノ時代ノコトハ別ニシマシテ、斯ノ近ク徳川時代ニナリマシテ蘭學ヲ通ジテ醫學術ヲ研究致シマシク歴史ヲ見マスレバ、一身ノ名譽モ利害モ顧ミズシテ、斯ノ道ノ爲ニ全ク一身ヲ犠牲ニ供シテ、醫學醫術ノ進歩改良ヲ圖ッタ事實ガ歴々トシテアリマス、

テアリマス、涙ナクシテ此醫學醫術ノ進歩ノ歴史ヲ見ルコトガ出來ナイ程ノ先人ノ努力デゴザイマス、之方即チ今日ノ日本醫學醫術

ノ共ニ世界ニ誇ルベキ所ノ進歩ヲ致シマシタル第一ノ原因デアリマス

第三ハ何デアルカト言ヒマスレバ、政府ガ斯ノ如ク獎勵ヲ致シマシタ費用ハ、何處カラ出テ居ルカト申シマスト、御同様國民全體ノ租稅カラ出テ居ルノデアリマス、シテ見マスト云フト、此明治ノ初年ヨリ今日ニ至ルマデ醫學醫術ノ爲ニ獎勵費ヲ使ヒマシタ高ハ、數億圓ニ上ツテ居リマス、此數億圓ノ金ハ國民が平等ニ負擔シテ居ルノデアリマス、今日ハ稅目ハ直稅間稅ト分レテ居リマシテ、或ルモノハ金持ガ納メ、或ルモノハ庶民階級ガ納メテ居リマスガ、鬼ニ角是ダケノ獎勵費ヲ使タト云フコトハ、國民リマシテ、

ノハ庶民階級ガ納メテ居リマスガ、鬼ニ角

リマシテ、或ルモノハ金持ガ納メ、或ルモノハ庶民階級ガ納メテ居リマスガ、鬼ニ角

リマシテ、或ルモノハ金持ガ納メ、或ルモノハ庶民階級ガ納メテ居リマスガ、鬼ニ角</

テ行カネバ診療ヲシテ吳レナイコトニナシ  
テ居リマス、是デドウシテ國民ノ健康ヲ  
保持シ、體力ヲ養テ行クコトガ出來マス  
カ、今日ノ醫藥制度ノ不完全ハ根本ノ原理  
ニ於テ全ク間違テ居ルト思フノデアリマ  
ス、  
ソコデ是カラ生ズル所ノ色々ハ澤山  
アリマスガ、私ハ茲ニ一ツ尙ホ諸君ニ懇ヘ  
テ置キタイノハ、人命ハ大切デアルト云フ  
コトハ、富メル者モ、貧シキ者モ、階級ノ  
區別ナシニ一切同様デアルト云フコトハ今  
日疑ア人ハナイ、人命ハ如何ナル人デモ大  
切デアル、所デ日本ノ今日ノ醫藥制度ハド  
ウデアルカト申シマスレバ、富メル人ノ命  
ハ大切ニシテ、富マザル人殊ニソレハ國民  
ノ四分ノ三以上アル多數ノ人命ハ、洵ニ粗  
末ニシテ居ルト云フ制度ニナシテ居ルノデ  
アル、ソレハ前段申上ゲタ通リニ、藥價診  
察料ヲチヤント決メテ、ソレヲ拂ハネバ病  
氣モ負傷モ癒シテヤラヌト云フ、此醫藥ト  
ラストノ爲デアリマス、デアリマスルカ  
ラ此上カラ申シマシテモ、此現在ノ醫藥制  
度ト云フモノハ、根本的ニ間違テ居ルト云  
五百人ニ付テ一人ノ醫者ガアリマス、併シ  
地方ニ參リマスルト云フト、人口一万人ニ付  
テ四人若ハ五人ヨリ醫者ノナイ所ガアル、  
否ソレノミナラズ、全國一万二千ノ町村中、  
醫者ノナイ町村ガ三千モアルノデアリマ  
ス、ソコデ是等ノ地方ニ於キマシテ、病氣  
負傷ニ罹リマスルト云フト、確カニ助カル  
所デコ、デ日本ノ法律ニ於テハ、死亡シタ  
場合ニハドウシテ醫者ノ診斷書ガナケレ  
バ葬式ヲ出スコトガ出來ヌト云フ、所デ日  
本ノ大多數ノ庶民階級ノ死亡者ト申シマス  
モソハ、死スル前ニ醫者ニ掛ル機會ノナイ

者ガ多數デアリマス、ケレドモ此法律アル  
ニ、死ンデカラドウシテ醫者ノ手ニ掛  
ラナクテハナラヌ、此様レナ、生キテ居  
申ニ病氣ニ罹テモ、醫者ニ診テ貰フコ  
トノ出來ナイ人ガ、死シテ初テ此法律アル  
爲ニ醫者ニ診テ貰フ、即チ屍體ヲ検索シテ、  
サウシテ診斷書ヲ作テ貰フ、併ナガラ地方  
ニ參リマスト、只今申ス通り、醫師ノ分布  
ト云フモノガ非常ニ惡イモノデアリマスカ  
ラ、遠方カラ、醫者ヲ呼シテ診斷書ヲ書イテ  
貰フ、旅費カラ其他總デ、一番安いモノデ  
モ、診斷書ヲ書イテ貰フノニハ、一人三圓  
五十錢カラ五圓掛ルノデアル、日々掛ル所  
ガ多イ、デアリマスカラ生キテ居ル間ニ醫  
者ニ接スルヨトノ出來ナイ貧民ハ、死ンデ  
カラ斯様ナ高キ金ヲ拂フ、私ハ之ヲ死亡稅  
ト云フ、貧民ハ死ンデカラ此高キ死亡稅ヲ  
拂ハナクテハナラヌト云フ、實ニ不都合千  
萬ナル制度ガ茲ニ出來テ居ルノデアリマス、  
諸君ハ之ヲ何ト御考ヘニナリマスカ知レマ  
セヌガ、斯ル不都合ナル制度ト云フモノハ  
アルベキモノデハナイト思フノデアリマス、  
是ガ私ガ申上ゲタイ主ナル事情デ、マダ外  
ニ種々申上ゲタイコトハゴザイマスルガ、  
極メテ簡単ニ申上ゲル約束デゴザイマスカ  
ラ、此邊デ止シマシテ、最後ニ一言申上ゲ  
タイノハ、今日此議會ニハ色々ノ問題ガ出  
ルニモ拘ラズ、國民大多數ノ、一番大切ナ  
生命ニ關スル問題ガ、斯ノ如ク閑却サレテ、  
斯ノ如キ不都合ノ制度ガ依然トシテ存シテ  
居ル原因ハ何處ニアルカト云フコトヲ、茲  
ニ一言申上ゲタイ

是ハ私ハ政府ノ當局者ニモ度々昨年  
五十八議會カラ此議會マデモ續ケテ質問シ  
テ居ル中ニモアリマスルガ、此主ナル原因  
ハ何デアルカト申シマスレバ、此醫業ト云フ  
モノニ誤ダル所ノ特權ヲ與ヘテ、サウシテ  
居ル原因ハ何處ニアルカト云フコトヲ、茲  
ニ一言申上ゲタイ

ハアリマセヌガ、昔カラ出テ居タ人ハ醫師  
恐ルベキモノデアッテ、今日マダ其習慣ガ或  
ル部分ニ残テ居リマス、少數ノ人々ハ――  
初テ普選ニ依テ出タ人々ニハ左様ナモノ  
ラシコトヲ希望致スノデアリマス  
○副議長（小山松壽君） 村上紋四郎君  
〔今居リマセヌト呼フ者アリ〕

○山邊常重君（私ノ意見ノ陳述ハ二ツアル  
ニ對スル山邊常重君ノ意見）

小學校教科書價格引下ニ關スル質問竝小  
運送業者ノ待遇改善ニ關スル質問ノ答辯  
スカラ後廻シニ致シマス――山邊常重君

書ノ價ガ他ノ物價ニ比較致シマシテ非常ニ  
民ノ生命ニ大關係ノアル此問題ヲ閑却スル  
ト云フコトハ、最モ不當ノコトデアリマス  
ト云フコトハ、恐クハ私ガ最初ニ申シマシタ通り、  
三四四年ノ後ニナリマシテハ最早四万何人カ  
ノ醫者ノ便宜ヲ圖ルコトヲ主トシテ居ル政  
治家ハ、當選スルコトハ出來ナイダラウト  
思ヒマス、ドウゾ此點ニ付テ諸君ハ能ク御  
考ヘニオッテ、所謂四万人ノ醫者ト六千五百万  
モノガ大變ニ選舉ノ上ニ有利ナ位地ヲ占メ  
タ、選舉ヲ争フ人ハ醫師會ノ味方ヲ得ナケ  
レバ不利益デアッタ云フコトガ元ニナリ  
マシテ、總テ御醫者サンノ言フコトヲ、選  
舉ヲ争フ人々ハ聽力ナクテハナラヌト云フ  
ヤウナ風習デアッタノデアリマス、是ガ即チ  
今日ノ少數ノ醫者ヲ政治上ニ跋扈セシムル  
元ニナリマシタカラシテ、四分ノ三ノ有權者  
ニナリマシタカラシテ、四分ノ三ノ有權者  
選舉ノ時代ノ有權者ト云フモノハ、今日ノ  
有權者ノ四分ノ一デアリマス、今日ハ普選  
モノハ有權者デアッタ、デアリマシタカラ  
シナゼラレ、相手ニサレナイ所ノ階級ガ有權  
者ニナシタ、隨テ此普通選舉後醫師會ノ勢力  
ト云フモノハ最早選舉ニハ全クナインデア  
リマス、デアリマスガ、習慣ト云フモノハ  
アルベキモノデアッテ、今日マダ其習慣ガ或  
ドウゾ諸君ニ於カレマシテモ、此大勢ヲ御  
覽ニナリマシテ、此問題ヲ慎重ニ御研究ア  
ラシコトヲ希望致スノデアリマス  
○副議長（小山松壽君） 村上紋四郎君  
〔今居リマセヌト呼フ者アリ〕

○副議長（小山松壽君） 御席ニ居ラレマセ  
ス、ソコデ是等ノ結果デアル、  
所デコ、デ日本ノ法律ニ於テハ、死亡シタ  
ベキ命モ助カラズシテ、天命ヲ失フ所ノ人  
ガ多イト云フコトハ自然ノ結果デアル、  
所デコ、デ日本ノ法律ニ於テハ、死亡シタ  
場合ニハドウシテ醫者ノ診斷書ガナケレ  
バ葬式ヲ出スコトガ出來ヌト云フ、所デ日  
本ノ大多數ノ庶民階級ノ死亡者ト申シマス  
モソハ、死スル前ニ醫者ニ掛ル機會ノナイ

高イノデアル、ドウカ此子供ノ用ヒル教科書ノ値段ヲ政府トシテハ出來得ルダケ安クシテハドウカ、又千數百万人ノ兒童ガ用ヒルノデアリマスルカラ、其生産ハ大量生産デアリマス、デアリマスルカラ國家トシテハ是等必要ノ教科書ハ自ラ作リマシテ、之ヲ各小學校ニ分配スル意思アリヤドウカト云フコトヲ質問シタノデアリマスガ、政府ハ之ニ對シマシテ唯十分ノ考慮ヲ拂フト云フダケデアリマスカラ、私ハ更ニ一日モ早く此教科書ノ値段ヲ改正致シマシテ、サウシテ國民ノ幾分ナリトモ負擔ノ輕減ヲシテ貰ヒタイト云ノガ即チ私ノ意見ノ大要デアリマス。

第二ノ意見ノ陳述ハ小運送業者ニ對スル意見ノ陳述デアリマス、御承知ノ通り現在ノ運送業者ハ合同非合同ニ分レテ居リマス、又公認、非公認ニ分レテ居リマス、然ルニ合同業者ニアラザル、即チ非合

ガ此兩者ノ取扱ヲ見マスルト云フト、合同運送業者及ビ非公認ノ運送業者ニ對シマシテハ、實ニ見ルニ忍ビザル所ノ虐待的待

遇ヲ致シテ居ルノデアリマス、之ニ付キマシテハ永年本議場ニ於キマシテ度々政府ニ質問致シマシタガ、未だ曾テ此重要問題ノ解決ヲ見ナイノデアリマス、願クハ政府ニ

於キマシテモ唯合同、非合同、公認非公認ノ僅カナ係リ合ニ於テ非常ナ差別的待遇ヲ

スルト云フコトハ、苟モ營業自由ノ原則ニ反スルノデアルト私共ハ信ジテ疑ハナイノ

デアリマス、此點ニ付キマシテ政府ハ更ニ一層考慮ヲ拂ハレテ、一日モ早ク是等ノ差別待遇ヲ撤廃アランコトヲ望ミマシテ意見

ノ陳述ヲ終ル次第デアリマス(拍手)

○副議長(小山松壽君) 粟原彦三郎君  
〔「撤回デアリマスト」呼フ者アリ〕

○副議長(小山松壽君) 粟原君ハ御取消デ

### 法令ノ解釋統一ニ關スル質問ノ答辯ニ對

〔一松定吉君登壇〕

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二松定吉君登壇

私ノ政府ニ對シマスル法令

者ノ一人ト致シマシテ、私ヨリ意見ノ陳述

ヲ試ミタイノデアリマス。

○三浦虎雄君登壇

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○四副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○五副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○六副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○七副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○八副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○九副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十一副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十二副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十三副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十四副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十五副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十六副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十七副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十八副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○十九副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十一副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十二副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十三副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十四副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十五副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十六副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十七副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十八副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ

スモノハ、御存ジノ方モ多數御在リノコト

ト思ヒマスケレドモ、入札スル人々ノ間ニ於

ニ解釋統一ニ關スル質問趣意ニ對シ、提案

ヲ試ミタイノデアリマス。

○二十九副議長(小山松壽君)

此質問ノ要旨ハ、工事ノ請負競争入札等

ニ於ケル所謂談合行爲、談合行爲ト申シマ



割更ニ伴ヒ約二十万圓ノ金ト工費ノ約一  
費ニ充當ノ計畫ナリトカ、或ハ内務大臣  
ニ一部ヲ提供スル計畫ダトカ、或ハ武富  
ニ一部ヲ初メ本件ニ盡力シタル策士ガ分  
配スルダトカ、種々疑惑ニ掩ハレタル風  
説ノ盛ニ行ハレテ居ルコトハ我々ノ最  
モ遺憾トスル處デアル、殊ニ本事件ノ運  
動ノ爲ニ、明カニ二万五六千ノ金ガ消費セ  
ラレテ某政務官ガ疑惑ノ中心ト成ニテ居  
ル、斯カル忌ハシキ風説ハ單ナル風説ト  
シテ我々ハ可成信ジタクナイガ、本問題  
ノ中心ヲ爲シテ居ル高濱町ノ某ナルモノ  
ガ之ヲ高言シテ居ルト云フコトデアル、  
ノミナラズ昨年十二月二十一日安達内務  
大臣ガ名古屋市ニ微行セラレテ密ニ同愛  
知縣知事ト會見シ、暮夜何事カヲ密議セラ  
レタト傳ヘラレテ居ル、内相ノ微行ハ、  
黨務力、政務力、マサカ行政視察ト云フ  
ヨウナ形跡モナカツラシイ、安達内相ガ  
岡知事ト密議セラレテ以來大部周章狼  
狽、縣ヨリ密使ガ高濱ニ派遣セラレテ、  
頻々トシテ寄附金ノ催促ガ行ハレタト云  
フコトデアル

不確實デアル、即チ二十二一万圓ノ廢土運  
搬費ヲ地元ニ於テ寄付シ其ノ廢土ニ依  
テ埋立地ヲ作ル、其埋立地ノ過大ナル見積  
リデ辻棲ヲ合セ、依テ以テ新川線ヨリ經  
費ガ少額ナリトノ論據ヲ造ツクモノデアル  
ガ、斯カル不確實ナル計畫ヲ鶴呑ミニス  
ル農林大臣モ農林大臣ダガ、農林省ハ埋立  
今少シク事理ノ判ル事務官モ技術官モ居  
ル苦デハナイカ、去ル大正十年ノトキモ  
矢張リ高濱線ハ埋立地ノ利用ヲ以テ財  
源トシタル計畫デアツタガ、農林省ハ埋立  
地ヲ收入ニ見積ルガ如キ不確實ナル財源  
ヲ以テシテハ許可スルコト能ハズトシ  
テ、之レヲ却下シタルデハナイカ、今回之  
レヲ可ナリト認ムル理由ト正確ナル根據  
ヲ示サレタイ、又一旦決定シタル新川線  
ヲ高濱線ニ奪取スル代償案ヲ認ヌタノデア  
新川ニ經費六万圓ノ豫算デ漁港ヲ築造シ  
テヤルト提唱シタト云フコトデアルガ、  
農林大臣ハ左様ナ代償案ヲ認ヌタノデア  
ルカ、但シ新川町ニハ漁船ハ一艘モナイ  
ノニ漁港ヲ築造シテヤルナゾトハ餘リニ  
地方民ヲ馬鹿ニスルモノノダト寧ロ嗤々テ  
居ルノデアル農相果シテ如何、内務大臣  
ハ責任上一旦許可シタルモノヲ之ヲ變更ス  
ルコトハ行政上重大ナル問題デアル餘程  
確カリシタ根據ト首肯セシムルダケノ理  
由ガナケレバナラヌ、如何ナル調査ニ依  
リ斯様ナ事態ヲ惹起スルヨウナ變更ヲ認  
メタカ、選舉第一主義、黨略本位デ地方產  
業ヲ荒廢セシメ、農民ノ死活問題ヲ生ゼ  
シメ、治水上ノ不利ヲ敢テシ、自治體ヲ  
紊ルガ如キ結果ヲ招来スルガ如キ措置ヲ  
敢テシ、輕々ニ取扱タ責任ヲ如何ニスル  
カ、又此變更ハ地元高濱町ニ於ケル二十  
一万圓寄附問題ニ根柢ヲ置クモノデアル  
ガ、果シテ此ノ寄附方出來ルト思フノデ  
アルカ、岡知事ハ縣會ニ於テ寄附金ガ出  
來ベハ斷ジテヤラヌト云フコトヲ昨年ノ  
縣會デ言明シテ居ル、本員ノ初メ質問書

ヲ提出スルヤ、政府ハ急遽トシテ愛知縣廳ニ命ジ、縣會ノ速記録ヲ提出セシメ、  
コトデアルカラ、定メテ知事ノ言明ヲ認  
メルカ、若シ知事ノ言明ヲ認ム以上、尙  
寄附金ノ出來ヌトキハ、斷行シナイト云  
フコトヲ言明スルカ、更ニ本員ハ兩大臣  
ノ答辯書ニ記載シタル經費ノ問題ニ對  
シ、新川線ト高濱線トノ比較ヲ述べ、尙  
技術上ノ問題ニ對シテハ兩線ノ效用ヲ比  
較シ、之ニ對シ詳細明確ナル答辯ヲ要求  
セントスルモノデアル



ラサルコトデアル、少クトモ明ルイ政治、正シイ政治ヲ標榜スル安達内相ハ  
眞剣ニ、慎重ニ、本問題ヲ検討シテ其  
真相ヲ促ヘ、公正ナル態度ヲ持シ地方  
黨員ノ横暴ト官憲ノ非違ヲ糺シ、昭和  
聖代奇怪事ヲ取除キ、多數農民ノ愁眉  
ヲ開カシムル爲、誠意ヲ以テ之レガ始  
末ヲ付ケル意志ハナイカ、又農林大臣  
ハ本事業ハ所管上ノ大本山デアル、徒  
ラニ黨略ノ傀儡トナッテ、斯カル見安キ  
技術上ニモ經濟上ニモ、争フ餘地ノナ  
オ程明瞭ナル事柄ヲ黒キヲ白シト強辯  
スルガ如キコトハ責任上断ジテ許スベ  
カラザルコトデアル、斯カル無謀ナル  
非行ニ對シ國庫補助ヲ爲スガ如キハ斷  
ジテ反対スルモノデアル、頭腦明晰ナ  
ル石黒局長モ居ル、耕地改良ノ權威者  
タル有効君モ居ル、之レ等ノ諸員モ正  
シキ道ニ大臣ヲ導イテヤリナサイ篤ト  
黨略的立場ヲ離レテ能ク技術官ニ對シ  
再調査ヲ命ジ、慎重ニ處理スベキ責任ヲ  
負フベキモノト思フ、尙昭和三年技術  
官ヲ派シ實地調査ヲ行フ場合新川町ハ  
其調査費ヲ寄付シタガ、高濱町ハ負擔  
シナカタト云フコトデアル、其調査ニ  
派遣シタル技術官ノ經費ノ顧末ヲ追  
チ書面ヲ以テ回答サレタゞ尙再調査  
ヲシタ場合ニ於ケル經費支出ノ顧末ト  
ヲ併セ要求スル次第デアル

張り寄付金ノ收入ヲ加算シテ經濟的ニ  
比較的安イカラト云フ意味ニ於テ變更  
ヲ認メタノガ、果シテ然ラバ大正十年  
ニ同様ノ申請ヲ爲シタトキ農林省ハ  
イ一トテ却下シタノヲ今回ハ之ヲ許シ  
タ理由ハ何故デアルカ  
併モ新川町代表者ガ農林省ニ出頭シテ  
之ヲ糺シ陳情シタルトキ、武富代議士  
ガ非常ニ心配シテ居ラレルカラトテ多  
クヲ語ラナカヽタト云フコトデアルガ  
農林省ハ武富君ノ第勳ニ動カサレテ餘  
儀ナク方針ヲ狂ゲタモノカ、技術的權  
威ヲドウスルカ之レヲ要スルニ本件ハ  
現内閣ノ黨略的立場ヨリ地方行政ニ對  
スル彈壓デアル、安達内務大臣ノ指揮  
下ニ在ル行政上ノ重大失政デアル、一  
大失態デアル、又現内閣綱紀紊亂ノ大  
問題デアル、明ルイ政治、正シイ政治  
ヲ標榜スル安達内務大臣ノ監督ノ下ニ  
於テ行ハレタル、昭和聖代ニアルマジ  
キ、不祥事デアル、此暗黒政治ハ何事  
デアルカ、油ヶ淵沿岸七百數十町歩ノ  
荒廢ト、區域内農民千四百有餘戸ノ死活  
ノ大問題デアル、一部策士ノ野望ヲ充  
タサントスル此暴政ハ何事デアルカ、  
強イ政治ヲ標榜スル所以ノモノハ、斯  
カル非違ヲ强行セントスル意味デハア  
ルマイ、少シク反省シテ見ルガヨイ、  
併カモ本件變更認可ヲ與ヘタルハ昨年  
七月デハナイカ、爾來進行ノ状況ハド  
ウカ、九箇月ヲ經過シタル今日、何等  
ノ進展ヲ見ザル所以モノハ、政府當局  
ノ深ク省察スル處アルベキデアル、敢  
テ安達内務大臣及町田農林大臣ノ猛省  
ヲ需メ、速ニ其ノ非違ヲ改メ、初メ認  
可ヲ與ヘタル新川線ニ復活セントヲ  
希望スルト同時ニ、敢テ之レヲ勧告ス  
ルモノデアル

故河野通治ニ贈位ヲ奏請シタノハ田中内閣デアツタガ、濱口内閣ニ於テモ前内閣ノ辯明ヲ肯定シ今猶贈位ハ至當ノモノト認ムトノ答辯アル政府辯明ノ骨子ハ神田本太平記ニ原據シテイルコト争フベカラズ、私ハ兩度ノ質問書ニ於テ政府ノ答辯ノ杜撰ナルコトヲ詳細ニ指摘シテイルノデアルガ明治十七年官報ヲ以テ發表サレタ土居得能名稱考ヲ一覽スレバ政府ハ自ラ辯明當ラ得ザルヲ悟ラナケレバナラナイ筈デアル、私ハ議論ノ立前上一切政府ノ云フ通り神田本太平記ヲ唯一無二ノ貴重ナ史料トシテ河野備後守通治ト云フ忠臣ノ存在スル事ヲ肯定シテ考ヘテル爲夫レデモ左ハ三ツノ大イナル疑問ヲ起サザルヲ得ナイ

處デ私方疑問ニ考ヘルノハ土居備中守通増得能備後守通綱ハ北國下向ノ忠臣トシテ明治十七年既ニ正四位ヲ追贈サレタガ、今亦河野備後守通治ト云フ忠臣ニ從四位ヲ追贈サレタ以上政府自ラシタルモ力及バズ家人三十餘人ト難ニ殉ジタ功績ヲ認メラレテ明治十七年正四位ヲ追贈サレタノデアルガ、政所ノ所謂忠臣河野備後守通治モ又皇太子恒良親王ヲ奉ジテ越前金崎城ニ入リ奮戰シタルモ力及バズ家人三十餘人ト難ニ殉ジタ功績ヲ認メラレテ昭和三年從四位ヲ追贈サレタノデアル、從々「治」ト「綱」ト一字丈ヶハ達ヒハアルガ「四位」ヲ追贈サレタト云フコトニナルノデアルガ常識上、果シテ斯クノ如キ事實ヲ認ムルコトガ出來ルカドウカ

界中ノ史料ヲ漁テモノノ通稱ヲ發見  
スル事ノ出來ル道理ガナイ

以上三ツノ疑問デスラ忠臣河野備後守  
通治ハ相當怪シイ存在デアル事ガ判ラネ  
バナラヌノデアルガ夫ヨリモ政府ノ辯明  
書起草ニ關係シタト云ハレル帝國史料編  
纂官和田英松博士ノ良心ニ糺イタラ忠奸  
ノ別ハ直チニ明カニナル筈デアル、伊豫  
歴史ノ權威者景浦正孝氏ガ大阪毎日新  
聞及愛媛新聞ヘ二月二十二、三日ト掲載  
シタ本問題ノ論文モ參照シテ政府ハ一日  
モ速カニ反省セラレタイ

## 衆議院議事速記録第一二三號中正誤

頁段行誤

正

五八〇	三	一六	運用ノ例ヲ	運用ノ是非
同	同	二八	八回	七回
同	四	二七	十四万八千	四千百七十
五八二	三	一九	互ヲ	互ニ

## 衆議院議事速記録第二十九號中正誤

頁段行

八一九	三	一	「田島新藤原間自動車道路 開鑿ニ關スル建議案」トア トアルヲ	「田島新藤原間國營自動車 運輸開始ニ關スル建議案」 ト改ム
八三六	一	一一八	「天草縦貫國有自動車道路 開鑿ニ關スル建議案」トア トアルヲ	「天草縦貫國營自動車運輸 開始ニ關スル建議案」ト改 ム

## 衆議院議事速記録第三十號中正誤

頁段行

八六六	二	三	使嗾乃至相 互使嗾乃至相 互示唆乃至相 互示唆乃至相	正誤
				正

## 衆議院議事速記録第三十一號中正誤

頁段行

八六六	二	三	使嗾乃至相 互使嗾乃至相 互示唆乃至相 互示唆乃至相	正誤
				正